

平成 17 年 12 月 16 日 告示第 119 号  
(変更) 平成 21 年 5 月 1 日 告示第 57 号

# 小田原市景観計画

小田原市

# 小田原市景観計画 目次

<b>第1章 景観計画の区域</b>	1
景観計画の区域	1
景観計画重点区域	2
<b>第2章 良好な景観の形成に関する方針</b>	5
第1節 市域全域における景観形成	5
景観形成の目標	5
景観形成の基本方針	6
共通事項	
類型別	
構造別	
景観形成の方針	11
共通事項	
類型別	
構造別	
第2節 景観計画重点区域における景観形成	23
小田原城周辺地区の景観形成の目標・方針	24
小田原駅周辺地区の景観形成の目標・方針	26
国道1号本町・南町地区の景観形成の目標・方針	28
小田原大井線沿道地区の景観形成の目標・方針	30
穴部国府津線沿道地区の景観形成の目標・方針	32
<b>第3章 行為の制限に関する事項</b>	34
市域全域における制限	34
景観計画重点区域における制限	35
小田原城周辺地区	35
小田原駅周辺地区	37
国道1号本町・南町地区	38
小田原大井線沿道地区	39
穴部国府津線沿道地区	40
<b>第4章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限</b>	41
屋外広告物の表示・掲出に関する基本事項	41
市域全域における屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する制限	41
景観計画重点区域における屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する制限	42
<b>第5章 景観重要公共施設の整備及び良好な景観の形成に関する事項</b>	43
景観重要公共施設の整備に関する方針	43
道路法第32条第1項又は第3項の許可の基準	43
<b>第6章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針</b>	45
景観重要建造物の指定の方針	45
景観重要樹木の指定の方針	45

# 第1章 景観計画の区域

## □ 景観計画の区域

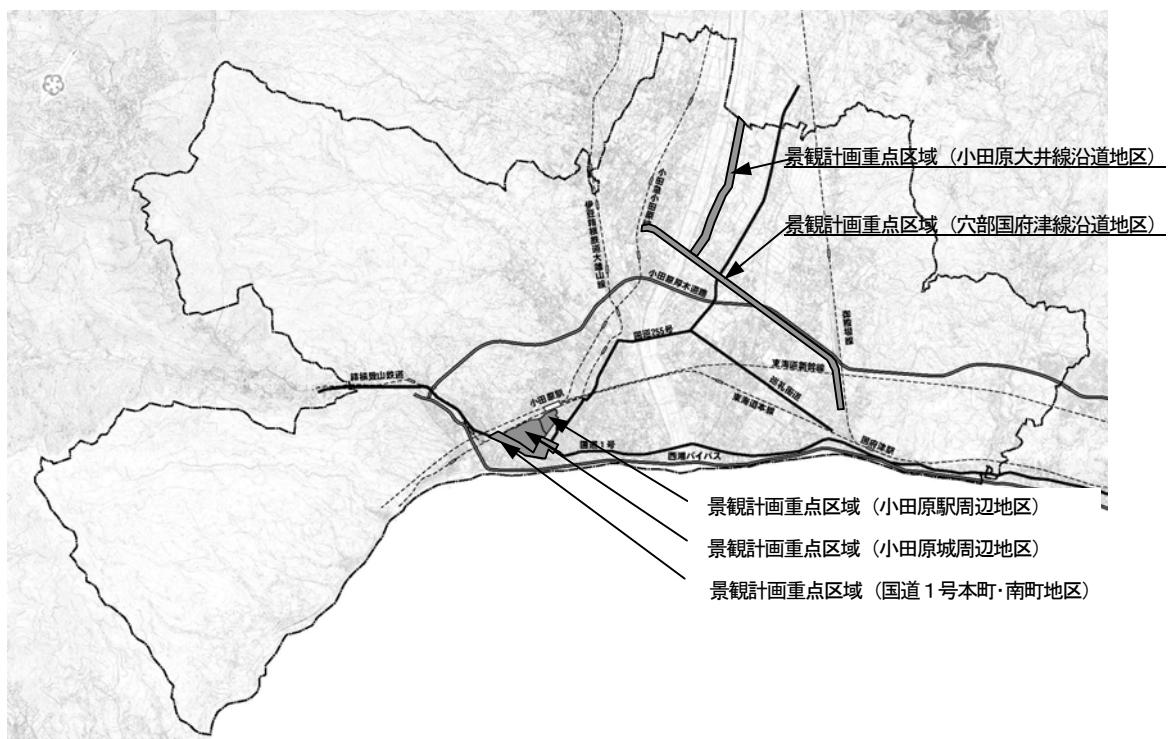
小田原市は、東京から約80km、神奈川県西部に位置する面積約114.1km<sup>2</sup>の市である。市の地形は、南西部は箱根外輪山に連なり、東部は大磯丘陵につながる丘陵地である。市の中央部を南北に貫流する酒匂川が足柄平野を形成し、南部は相模湾に開けるという構造を有している。本市は、今から千数百年前にはいくつかの集落が形成され、これに沿って足柄古道が整えられた。また、中世には東日本最大の城下町として、江戸時代には東海道屈指の宿場町として発展し、今日の小田原の景観の礎が形づくられた。こうした恵まれた自然環境や歴史的な基盤のうえに、鉄道の結節点という交通の利便性などを背景として、市街化や工場の立地などが進み、神奈川県西部地域の中核都市として発展してきた。

このような自然風土や歴史的・文化的遺産、優れた交通条件をもつ本市には、この地に生活する人々、また訪れる人々の心に潤いとやすらぎを与える景観が市内の随所に形成されており、それら総体が小田原の景観を形づくっている。

こうしたことから、本市では、平成2年12月に「小田原市都市景観ガイドプラン」を、平成5年3月には「小田原市都市景観条例」を制定して景観形成を進める仕組みを構築し、全市を対象とした建築物や工作物の景観誘導に取り組んできた。

今後も、このような景観形成の取組みを継続させ、小田原のまちをさらに美しく、快適で個性豊かな都市に育て、次代に引き継いでいくため、**景観計画区域を小田原市全域**とし、全市域で景観形成を進める。(図-1)。

図1 景観計画の区域



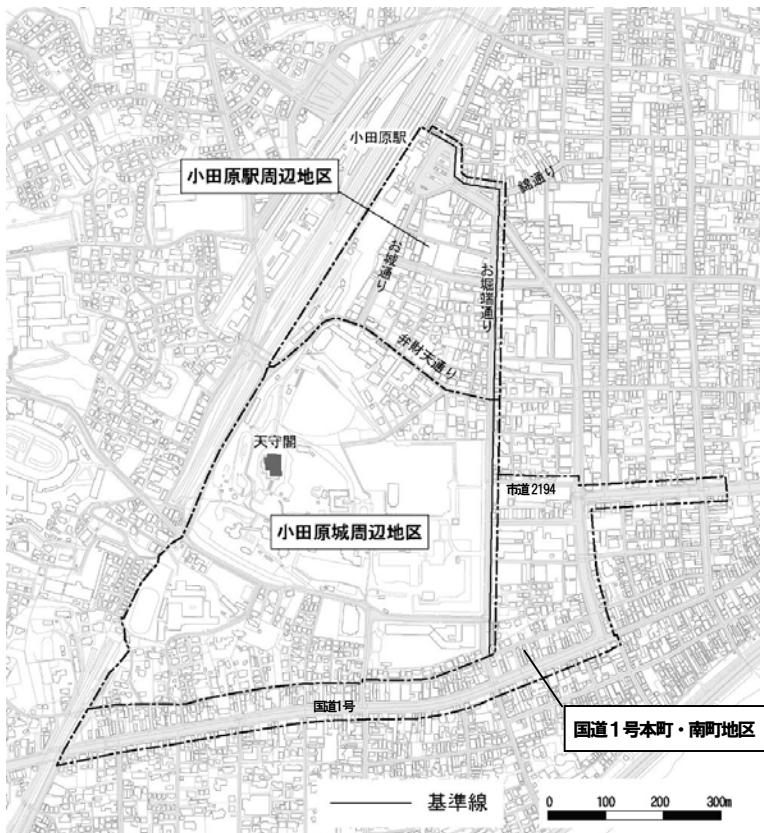
## □ 景観計画重点区域

景観計画区域のうち、小田原の有する貴重な特色が象徴的に現れ、良好な景観の形成が特に必要とされる景観計画重点区域は、次のとおりとする。

### [拠点型重点区域]

名 称	地区の概況	区 域
小田原城周辺地区	豊かな緑を有し、本市の歴史・文化の象徴である小田原城を中心とする地区	小田原城址を意識して景観形成を進めてきた景観形成地区（三の丸地区）の区域及び小田原城址に連なる城址南側の地区（面積約 31.1ha）
小田原駅周辺地区	富士箱根伊豆地域の広域交流拠点である小田原駅を中心とする地区	小田原城への動線や広域交流拠点のコアエリア上に位置し、活力や魅力といった街の第一印象を形づくるエリア（面積約 10.0ha）
国道 1 号 本町・南町地区	小田原城の南側及び東側に面し、なりわいや歴史が息づく国道 1 号を軸とする地区	小田原城址や旧東海道のまちなみを意識して景観形成を進めてきた自主的景観形成地区（国道 1 号地区）の区域及び小田原城周辺地区に連なる地区（面積約 12.5ha）

図2 景観計画重点区域（拠点型重点区域）



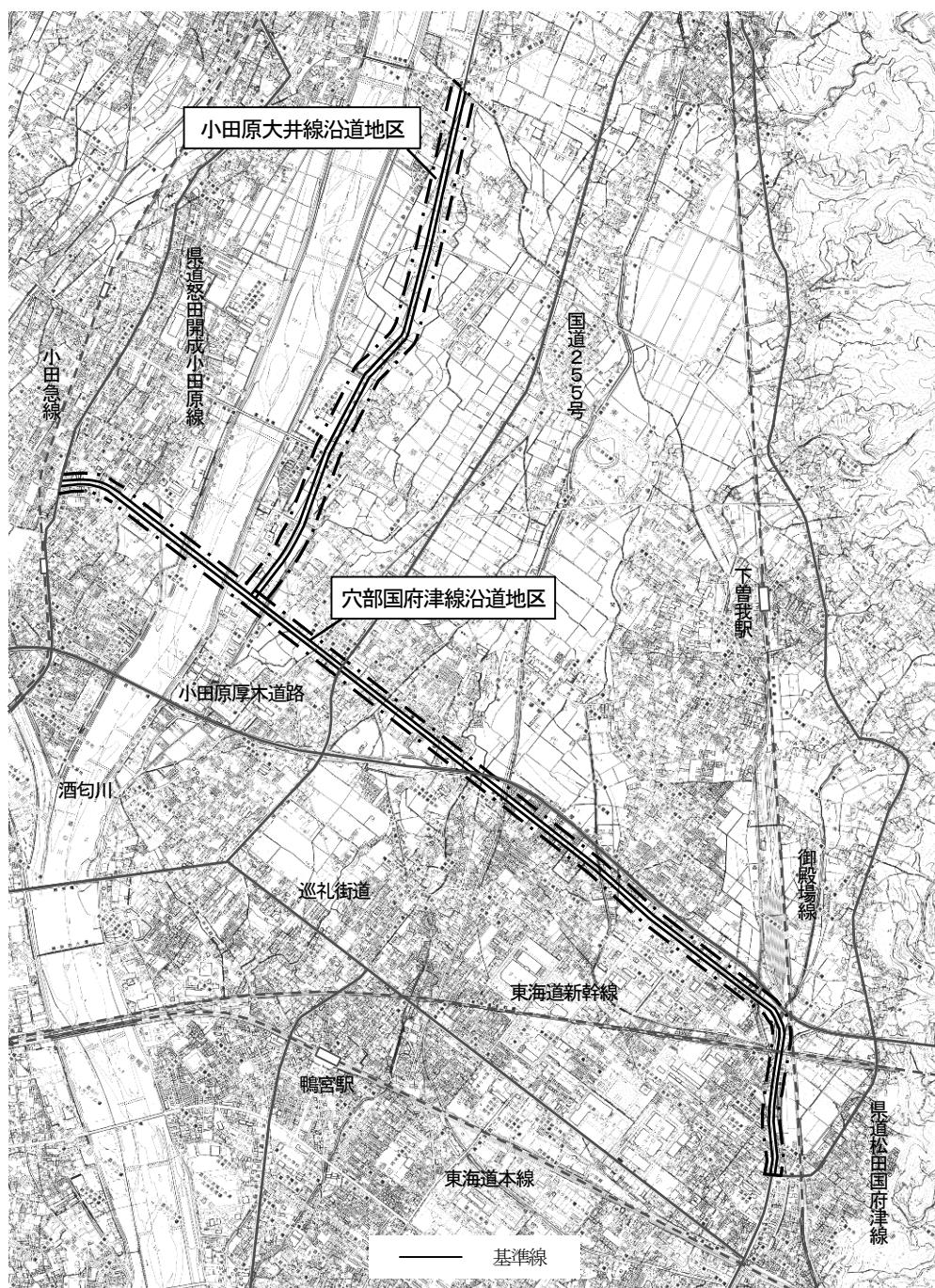
#### （備考）

- 建築物又は工作物の敷地が図2に示す基準線又は国道1号、市道2194に接し、かつ、景観計画重点区域の内外にわたる場合においては、当該敷地にある建築物又は工作物はすべて景観計画重点区域内にあるものとみなす。
- 建築物又は工作物が景観計画重点区域の内外にわたる場合においては、当該建築物又は工作物はすべて景観計画重点区域内にあるものとみなす。
- 建築物又は工作物の敷地が図2に示す基準線に接し、かつ、小田原城周辺地区及び国道1号本町・南町地区の双方にわたる場合においては、当該敷地にある建築物又は工作物はすべて小田原城周辺地区内にあるものとみなす。
- 建築物又は工作物が、小田原城周辺地区及び国道1号本町・南町地区の双方にわたる場合においては、当該建築物又は工作物はすべて小田原城周辺地区内にあるものとみなす。

### [軸型重点区域]

名 称	地区の概況	区 域
小田原大井線 沿道地区	富士山や箱根外輪山、丹沢山地、曾我丘陵の周辺の山並みへの良好な眺望や酒匂川、田園などの自然環境を有する小田原大井線を軸とする地区	小田原大井線を軸として、周辺の山並みへの良好な眺望や豊かな自然景観を有する地区 (面積約 34.0ha)
穴部国府津線 沿道地区	富士山や箱根外輪山、曾我丘陵の周辺の山並みへの良好な眺望や落ち着いた住環境、沿道型の複合市街地を有する穴部国府津線を軸とする地区	穴部国府津線を軸として、周辺の山並みへの良好な眺望や住宅地景観などを有する地区 (面積約 43.8ha)

図3 景観計画重点区域（軸型重点区域）



(備考)

- 1 建築物又は工作物の敷地が図3に示す基準線に接し、かつ、景観計画重点区域の内外にわたる場合においては、当該敷地にある建築物又は工作物はすべて景観計画重点区域内にあるものとみなす。
- 2 建築物又は工作物が景観計画重点区域の内外にわたる場合においては、当該建築物又は工作物はすべて景観計画重点区域内にあるものとみなす。
- 3 建築物又は工作物の敷地が図3に示す基準線に接し、かつ、小田原大井線沿道地区及び穴部国府津線沿道地区的双方にわたる場合においては、当該敷地にある建築物又は工作物はすべて穴部国府津線沿道地区内にあるものとみなす。
- 4 建築物又は工作物が、小田原大井線沿道地区及び穴部国府津線沿道地区的双方にわたる場合においては、当該建築物又は工作物はすべて穴部国府津線沿道地区内にあるものとみなす。

## 第2章 良好的な景観の形成に関する方針

### 第1節 市域全域における景観形成

#### □ 景観形成の目標

本市は、海、山、川などの豊かな自然的資源に恵まれ、市内の随所に歴史的・文化的遺産が数多く存在している。また神奈川県西部地域の中核都市として経済・社会的な蓄積と潜在力を有している。これらの環境は本市の良好な景観の形成にあたって貴重な財産であることから、次の3つの理念のもと、**それぞれの地域ごとに、その特性を踏まえて、これら財産を守り、育て、活かすこと**により、市民はもとより来訪者に対しても良好な景観の形成を進める。

また、特にこれら小田原の有する特色が象徴的に現れる地域は、3つの理念の具現化により、小田原らしさがより強く感じられる景観が形成され、それは本市の景観形成において先導的な役割を果たすと考えられる。そこで、そうした地域を**景観計画重点区域**として位置づけ、**積極的な取組み**を進めることとする。

#### ●理念1 豊かな自然環境と調和した潤いとやすらぎのある景観の形成

本市は、南に広がる相模湾、周囲を囲む箱根外輪山や曾我丘陵、市域の中央部を貫流する酒匂川など、豊かな自然を日常生活の中で感じられる環境を有している。また、田園や樹叢、せせらぎ・水路なども身近に感じられるスケールを持って存在している。このような自然環境は、本市の風土の基礎であり、市民の心と生活を豊かにする貴重な財産である。こうした自然環境と調和した潤いとやすらぎが感じられる景観の形成が図られなければならない。

#### ●理念2 歴史的、文化的資源を活用した落ち着きと風格がある景観の形成

本市は、城下町として、また東海道の宿場町として発展し、近代では、別荘地としての役割も担ってきた。市内には小田原城や別邸建築をはじめ、数々の歴史的・文化的資源が存在し、それにより歴史を感じる環境が形成されている。これら資源は、本市や地域の個性を如実に表す貴重な財産であり、広域的な観光や交流の促進にも寄与すると考えられる。これら資源を活用し、落ち着きと風格がある景観の形成が図られなければならない。

#### ●理念3 活性化を促進する快適で魅力的な景観の形成

本市は、優れた地理的条件、交通条件を有しており、商業都市、産業都市、生活都市としての蓄積と潜在力がある。今後、神奈川県西部地域の中核都市として活性化を図っていくためには、このような恵まれた条件を最大限に活かしてさらに都市の質を向上させることが不可欠であり、その際、景観が果たすべき役割は大きい。アメニティを確保した道路等の公共施設の整備及びその活用、優良な民間再開発の推進等により、地域の活性化を促進する快適で魅力的な景観の形成が図られなければならない。

## □ 景観形成の基本方針

本市の景観は、田園や丘陵地、山並みなどが織りなす自然的な景観と、足柄平野に広がる商業・業務地や住宅地などの市街地で構成される都市的な景観に類型できる（類型別景観）。都市的景観は、土地利用の状況等から、「商業・業務地」、「住宅地」、「工業地」に、また、自然的景観は、地形や地勢から「田園」、「丘陵地」、「山・山並み」にそれぞれ分類できる。

これら類型別景観に加え、小田原駅をはじめとする駅周辺や大規模な緑地など、市域において特化した明確なイメージを持つ拠点的景観と、幹線道路や河川など、景観の骨格を構成する軸的景観が捉えられる（構造別景観）。拠点的景観は、小田原駅や鴨宮駅等の「駅周辺」や都市公園や曾我梅林等の「大規模な緑地・史跡その他文化財」に、また、軸的景観は国道1号、255号や東海道新幹線、東海道線等の「幹線道路・鉄道」、酒匂川等の「河川」、相模湾の「海辺・海岸」にそれぞれ分類できる。

これらの分類に該当する地域は、都市計画マスターplanの土地利用基本方針図等を基本として、類型別景観を表－1に、構造別景観を表－2に示すとおりとし、図4で表示する。

景観形成の目標を踏まえ、小田原の恵まれた環境や特性を守り、育て、活かすための全市に共通する景観形成の基本方針及び3つの理念を具現化させた類型別、構造別の景観形成の基本方針は次のとおりである。なお、構造別景観の方針は、その場所に応じ、類型別景観の方針と併せて活用されるものとする。

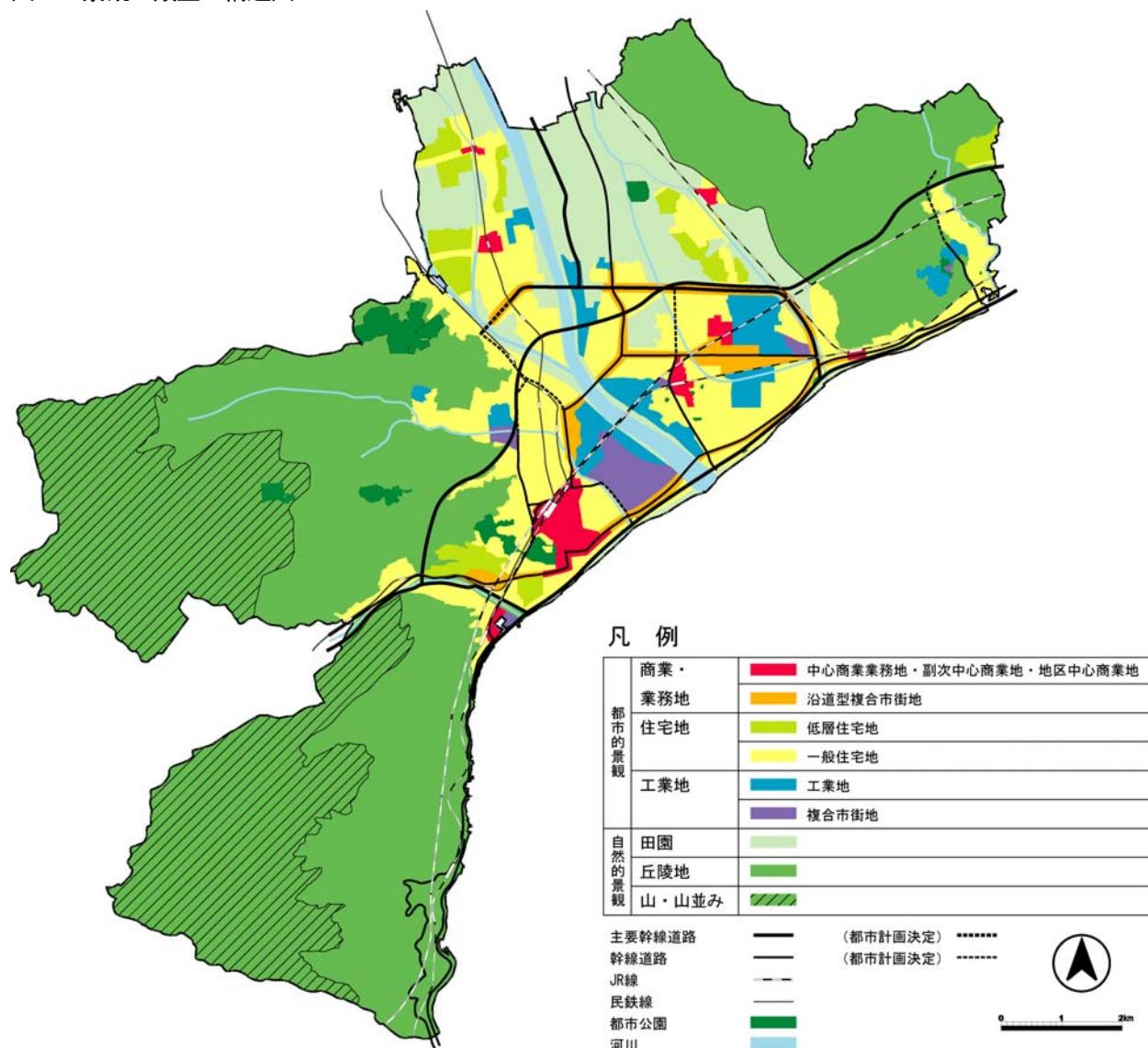
表－1 類型別の景観

景観の類型		都市計画マスターplanの土地利用区分等
都市的景観	商業・業務地	中心商業業務地、副次中心商業地、地区中心商業地、沿道型複合市街地
	住宅地	一般住宅地、低層住宅地
	工業地	工業地、複合市街地
自然的景観	田園	市街化調整区域のうち酒匂川沿いに広がる平地部
	丘陵地	市街化調整区域のうち市街地の東西に連なる丘陵地
	山・山並み	自然公園、自然環境保全地域、市街化調整区域のうち農業振興地域以外の地域

表－2 構造別の景観

景観の構造		都市計画マスターplanの土地利用区分等
景観拠点的	駅周辺	中心商業業務地、副次中心商業地、地区中心商業地
	大規模な緑地・史跡その他文化財	都市公園、曾我梅林等
景観軸的	幹線道路・鉄道	主要幹線道路、幹線道路、主要な鉄道
	河川	酒匂川、早川、狩川
	海辺・海岸	相模湾

図4 景観の類型・構造図



## ■ 共通事項

### [自然や歴史を守り、伝承する]

#### ①緑・水などの自然環境を守る

箱根外輪山や曾我丘陵等のまとまった緑地、相模湾や酒匂川などの水辺は、良好な景観を形成する礎である。また、身近な樹木・樹叢やせせらぎ・水路は、本市の豊かさを象徴する資源である。これら資源を適切に保全するとともに、自然環境と一体となった景観を形成する。

#### ②歴史的・文化的資源や印象的な風景を守る

小田原城や別邸建築、特徴のあるまちなみなどは、本市の歴史や文化を象徴する貴重な資源である。また、市内随所に存在する身近な史跡などの文化財も、その地域の歴史・文化を今に伝えるとともに、印象的な風景を形づくっている。これらは、本市にとって貴重な資源であるため、適切に維持・保全するとともに、その周辺においては建築物等の形態・意匠に配慮し、歴史的・文化的な空間を伝承する。

### [潤いと個性を育てる]

#### ①身近な緑を増やし潤いを育てる

身近な緑は、人々にやすらぎと潤いを与える大切な資源であり、良好な都市環境を形成するためには不可欠であるとともに、都市の風格を形成する要素でもある。そのため、市街地においては、街路樹の整備や建築物等の敷地内の緑化を推進するとともに、街角やアイストップとなる位置に樹木を効果的に配置することにより、豊かで潤いのある景観を形成する。

#### ②彩りにより個性を育てる

色彩は、人々に印象強く捉えられる景観要素であるため、自然的資源、歴史的・文化的資源が豊富な本市にとって、その資源周辺の色彩のコントロールは景観形成上、重要な意味を持つ。そこで、これら資源の存在感が引き立つような色彩を使うことにより、地域の個性を育む。また、色彩は都市の風格を形成する要素でもあるため、穏やかな色彩により風格や統一感のあるまちなみをつくるとともに、季節の花々や催事の彩りなどが映え、豊かな変化が感じられる景観を形成する。

### [特性を豊かな空間づくりに活かす]

#### ①眺望景観を活かす

本市には、富士山や箱根外輪山、丹沢山地といった特徴的な山・山並みや、小田原らしさが視覚的に感じられる小田原城天守閣といった眺望対象があり、これは本市の特性である。そこで、主要な道路や鉄道、橋梁、曾我丘陵の見晴台等の公共性の高い場所から、富士山や箱根外輪山などの山・山並みへの良好な眺望景観を形成するとともに、国道1号や小田原駅前等の視点場から天守閣への眺望景観を確保する。

#### ②地域の特性を活かしてまちなみを整える

新たな建物やそれに伴う人々の暮らしは、その場所に絶えず新しい景観をつくりだす。そこで、一つひとつの建築行為を、それぞれの地域で育んできた文化、現在の土地利用や人々の生活形態など、地域の特性を活かしたものとすることにより、その地域のまちなみを整え、新たな魅力を創出する。

## ■ 類型別

### ●都市的景観

#### ①商業・業務地

- ・中心商業業務地、副次中心商業地、地区中心商業地では、地区の規模や特性に応じて、歩いて楽しいまちなみ景観を形成する。
- ・沿道型複合市街地では、まちなみの連続性に配慮した景観を形成する。
- ・建物の低層部は、商業・業務施設で構成し、にぎわいのある景観を形成する。
- ・シンボルとなる樹木の配置、敷地内や窓辺の緑化の推進、新たな水辺空間の創出などにより、潤いのある景観を形成する。
- ・地区中心商業地、沿道型複合市街地における住宅は、住宅地の景観形成方針に準じる。

#### ②住宅地

- ・敷地内や窓辺の緑化を推進し、潤いのある住宅地景観を創出する。
- ・敷地の細分化を避けるなど、地域のスケールにあった配置・形態とし、良好な住宅地景観を形成する。
- ・低層住宅地のうち、歴史的な地区では、閑静な佇まいを持つ景観を維持・保全する。
- ・既存水路の親水性を高め、周囲の緑との調和を図るなど、地域性が感じられ、潤いのある景観を形成する。
- ・起伏がある地域では、上記に加えて丘陵地の景観形成方針に準じる。

#### ③工業地

- ・敷地内や接道部の緑化や修景を図るなど、親しみが感じられる工業地景観を形成する。
- ・隣接する住宅地や田園地域への圧迫感を軽減するなど、周辺と調和した景観を誘導する。
- ・複合市街地における住宅は、住宅地の景観形成方針に準じる。

### ●自然的景観

#### ①田園

- ・農地や水路などの適切な維持により、ゆとりと潤いが感じられる田園景観を保全する。
- ・後背の丘陵、山・山並みと調和した良好な自然景観を保全する。

#### ②丘陵地

- ・まとまった緑地や地域の特徴となっている樹木等の適切な維持により、後背の山・山並みと一体となった緑豊かな丘陵地景観を保全する。

#### ③山・山並み

- ・豊かな自然景観として保全する。

## ■ 構造別

### ●拠点的景観

#### ①駅周辺

- ・中心商業業務地は、県西地域の拠点都市にふさわしい風格と活力がある商業地空間を形成する。また、アメニティを高め、多くの人が集い、働き、交流する場にふさわしい、にぎわいと活力のあるまちなみ景観を創出する。
- ・副次中心商業地、地区中心商業地は、建物の共同化などによりオープンスペースを確保し、ゆとりが感じられ、地域の顔となるような景観を形成する。
- ・駅前では、過剰な広告物や違法駐輪を整序するとともに、歩道の整備や緑化の推進などにより、快適で楽しい歩行者空間を創出する。

#### ②大規模な緑地・史跡その他文化財の周辺

- ・大規模な緑地は、市街地や集落内の貴重な緑として、適切に保全する。
- ・大規模な緑地や史跡その他文化財の周辺では、自然の潤いや歴史的な佇まいを生かすような空間の創出を図る。

### ●軸的景観

#### ①幹線道路・鉄道及びその周辺

- ・沿道の敷地では、敷地内の緑化を図り、屋外広告物の適切な規制・誘導により、良好な街路景観として整える。
- ・建築物や工作物の形態は、アイストップとなる箱根外輪山や丹沢山地への良好な眺望景観に配慮し、シンプルなシルエットとする。
- ・国道1号沿道の黒松は、東海道の面影を象徴するシンボルであることから、適切な保全を図る。また、沿道のまとまった緑地は、街路景観にアクセントを与える資源として、適切な保全を図る。
- ・幹線道路や東海道新幹線、東海道本線、小田急線等の主要な鉄道は、来訪者にとって市内中心部へのアクセス経路でもあり、その沿道景観や車窓景観は小田原の第一印象になることを踏まえ、沿線・沿道の建築物や工作物は車窓からの見え方にも配慮するとともに、広告物の配置や規模、掲出方法に配慮する。

#### ②河川及びその周辺

- ・自然豊かなオープンスペースの軸として、のびやかで開放的な河川景観を形成する。
- ・水辺の環境を保全するとともに親水性を創出し、サイクリングや散歩ができる道づくりを進める。
- ・酒匂川の黒松は、景観の軸を強調する資源として適切に保全する。
- ・美しい橋をつくるとともに、橋上や橋のたもとからの眺望景観を大切にする。

#### ③海辺・海岸及びその周辺

- ・松林や砂浜の海岸、自然岩等で構成された特徴的な風致景観を維持する。
- ・松林や松並木を適切に保全し、落ち着きがある海浜景観を形成する。
- ・開けた海岸の周辺では、明るく穏やかで開放感ある景観を形成する。
- ・道路の高架などは適切に維持し、海浜景観にふさわしい修景をする。

## □ 景観形成の方針

景観形成の目標や基本方針を踏まえ、全市に共通する景観形成の方針及び類型別、構造別の景観形成の方針は次のとおりである。これらは、具体的な建築行為や開発行為を行う際の設計の指針とすべきものである。なお、この計画において示す色彩の基準は、日本工業規格のZ8721に定める三属性による色の表示方法による。

### ■ 共通事項

#### [自然や歴史を守り、伝承する]

##### ①緑・水などの自然環境を守る

- ・まとまった緑地やシンボルとなっている樹木は、できる限り保全する。やむを得ず伐採する場合は、周辺の緑地との連続性を考慮し、それと調和した植栽を行う。
- ・大規模な造成では、極力、現在の地形を尊重し、高い擁壁を避けるなど、良好な風致景観を維持する。
- ・建築物は、地形になじませた形態や勾配屋根とするなど、地形と一体となった景観を形成する。

##### ②歴史的・文化的資源や印象的な風景を守る

- ・歴史的・文化的資源に隣接する場所では、建築物の壁面を一定距離後退させ、また、建築設備の設置や広告物の掲出を控えるなど、点景が引き立つ景観を形成する。
- ・歴史的・文化的資源の周辺では、それらと呼応するデザインの採用や融和した色彩の採用などにより、落ち着きがある景観を形成する。
- ・特徴のあるまちなみを持つ地区では、地区の持つスケール感や趣を読み取り、それを活かしたデザイン、素材、色彩の活用などにより、地区の持つ個性や印象的な風景を継承させる。

#### [潤いと個性を育てる]

##### ①身近な緑を増やし潤いを育てる

- ・建築物は、生垣等による接道部の緑化や敷地内への四季が感じられる樹木の植栽などにより、潤いのある景観を形成する。
- ・大規模な緑地の周辺では、積極的に接道部や敷地内の緑化を進めることにより、緑が連続した空間を創出する。
- ・大規模な施設では、敷地内にオープンスペースを確保し、高木や低木をバランス良く配置するなど、緑豊かな景観を創出する。

##### ②彩りにより個性を育てる

- ・色彩の効果（色相は建物としての親しみやすさに、明度は遠景で感じる景観の全体像に、彩度は都市内部で体感する近景・中景の景観に対し、それぞれ大きな影響を及ぼす等。）を考慮に入れ、それぞれの地域や地形に合った景観を形成する。
- ・建築物及び工作物の色彩は、中・低彩度色を、色相においては、YR系及びY系に属する暖色系の色相又は無彩色を基本とし、落ち着きがあり、暖かみのある色彩景観を形成する。
- ・建築物の屋根は、低明度かつ低彩度色を基本とし、外壁等と色相をそろえるなど、穏やかな屋並みの色彩景観を形成する。

- ・建築物の外壁及び工作物は、汚れやたい色に強い落ち着いた色調や、経年変化により落ち着いた表情を醸成する木材や石材などの自然素材色を選択するとともに、定期的なメンテナンスを行い、長期にわたり美観を維持する。
- ・周囲の建築物や工作物等と色相や明度、彩度をそろえるなど、周辺との色彩の調和に配慮し、まちなみとしての連続性や一体感が感じられる色彩景観を形成する。
- ・コーポレートカラーやイメージカラーなどは、個人や企業の嗜好を反映した高彩度色を大きな面積で用いることを避けるなど、市民や事業者が互いに協力して雰囲気の良い色彩景観を形成する。
- ・大規模な建築物や工作物等においては、単調な配色を避け、形態の変化に対応して色彩の分節を図るなど、威圧感の少ない親しみやすい色彩景観を形成する。
- ・歴史的・文化的資源や自然的資源等の周辺では、それらの色彩を阻害しないよう配慮し、景観資源が映える色彩景観を形成する。
- ・交差点の周辺や道路沿道では、交通信号や道路標識等の視認性を妨げないよう配慮し、安全で快適な色彩景観を形成する。
- ・屋外広告物を設置する場合には、周辺の屋外広告物との調和や、屋外広告物と建築物等との調和に配慮し、にぎわいの中にも節度が感じられる色彩景観を形成する。

## 【特性を豊かな空間づくりに活かす】

### ①眺望景観を活かす

- ・主要な視点場や鉄道の車窓等から、富士山や丹沢山地などへの眺望の視線内にある建築物や広告物は、良好な眺望景観の妨げにならないような形態や掲出方法とする。
- ・建築物は、配置を工夫したり、長大な壁面は適度に分節するなど、市街地内などから山・山並みや海などへの眺望視線に配慮する。
- ・山並みや海辺、河川沿いなど、眺望の対象となる資源に隣接した建築物や工作物は、その色彩や形態に配慮するなど、市街地や道路からの眺望景観を意識した見せ方を行う。

### ②地域の特性を活かしてまちなみを整える

- ・建築物は、地域のスケールに調和し、無理なくおさまるような配置や形態とする。
- ・接道部の緑化や低層部のにぎわいの創出などにより、連続性のあるまちなみ景観を形成する。
- ・大規模な建築物や開発行為は、小広場の設置や外壁の後退、シンボルツリーの設置などにより、周辺との調和を図るとともに、地域の新たな個性を創出する。
- ・建築設備や駐輪場、ごみ置き場などの付属施設は、建築物との一体化、ルーバーの設置や植栽による修景を行うなど、周辺と調和したまちなみを形成する。
- ・青空駐車場その他の空き地は、車の出入り口の集約化や接道部への植栽などにより、まちなみとしての連続性を確保する。

## ■ 類型別

### ●都市的景観

#### ①商業・業務地

要素	景観形成の方針
建築物・工作物の形態意匠	<ul style="list-style-type: none"><li>・屋根や屋上の建築設備、広告物は、建築物と一体的なデザインとするなど、軽快なスカイラインを持った景観を形成する。</li><li>・建築物の形態やファサードを統一するなど、連続性のあるまちなみ景観を形成する。</li><li>・低層部は明るく開放的な意匠とするなど、商業地にふさわしいまちなみ景観を形成する。</li><li>・ショーウィンドウの設置や照明による演出などにより、魅力的な通り景観を形成する。</li><li>・人通りの多い道路の交差点では、コーナー性を意識した意匠の採用やオープンスペースの確保や緑化などにより、魅力ある街角を演出する。</li><li>・立体駐車場は、道路その他の公共の場所から望見できない位置に配置する。やむを得ない場合は、接道部（車の出入り口を除く）や敷地境界沿いを、ルーバー等の設置、樹木や生垣等の植栽などにより、構造物の過半が直接露出しないように修景を行う。</li></ul>
建築物・工作物の色彩	<ul style="list-style-type: none"><li>・建築物の外壁は、色相 5YR～5Yまでの暖色系色相かつ彩度 6 以下の中・低彩度色を基調とするなど、にぎわいの中にも街の基調色が感じられる景観を形成する。</li><li>・建築物の低層部には、季節感を演出する色彩や周囲の店舗等と共通性のあるアクセントカラーなどを積極的に用いるなど、潤いや協調性が感じられる景観を形成する。</li><li>・テナントビル等は、各事業者が相互に店舗外部の色彩を調整するなど、建築物全体として調和のとれた景観を形成する。</li><li>・広告物は、建築物の地色を活かした色彩を用いたり、周囲の広告物と共通性のある配色を採り入れるなど、落ち着きがあるまちなみ景観を形成する。</li></ul>
接道部	<ul style="list-style-type: none"><li>・低層部は適度に壁面後退し、店先に植栽スペースを確保したり、プランターを設置するなど、潤いのある景観を創出する。</li><li>・敷地内に歩行者のための通路を設けたり路地を活用するなど、界隈性のある商業空間を形成する。</li><li>・大規模な施設では、まとまったオープンスペースを確保するなど、ゆとりのある景観を創出する。</li><li>・後退部分の仕上げは歩道との連続性に配慮するなど、歩行者空間と一体感のある空間を形成する。</li><li>・沿道型複合市街地の駐車場は、その出入り口を集約するなど、まちなみの連続性と安全な歩行者空間を確保する。</li></ul>
緑・地形	<ul style="list-style-type: none"><li>・大規模な施設では、シンボルとなる高木を配置するなど、まちなみによくアクセントをつける。</li></ul>

## ②住宅地

要素	景観形成の方針
建築物・工作物の形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の屋根や建築設備は、勾配屋根とするか建築物と一体的なデザインとするなど、軽快なリズムを持ったスカイラインを形成する。</li> <li>大規模な施設では、配置を工夫したり適度に分節するなど、圧迫感を軽減させ、周辺との調和を図る。</li> <li>庇や軒、開口部などは、建築物と一体となったデザインとするなど、表情のあるまちなみ景観を形成する。</li> <li>擁壁は、勾配を持たせたり、ひな壇状の形状とするなど、圧迫感を軽減させたうえで、自然石の使用や化粧型枠等による仕上げを行うとともに、樹木による緑化を施すなど、表情を持った修景を行う。</li> <li>立体駐車場は、道路その他の公共の場所から望見できない位置に配置する。やむを得ない場合は、接道部（車の出入り口を除く）や敷地境界沿いを、ルーバー等の設置、樹木や生垣等の植栽などにより、構造物の過半が直接露出しないように修景を行う。</li> </ul>
建築物・工作物の色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の外壁は、色相 7.5YR～2.5Yまでの暖色系色相かつ彩度 3 以下の低彩度色を基調とするなど、住環境にふさわしい暖かみのある景観を形成する。</li> <li>建築物の屋根は、明度 5 以下の低明度かつ彩度 2 以下の低彩度色を用い外壁色と色相をあわせるなど、穏やかな色彩景観を形成する。</li> <li>個々の住宅の色彩調和とともに、住宅と住宅の色彩調和にも配慮し、まちなみとしての一体感を演出するとともに、適度な変化の感じられる景観を形成する。</li> <li>塀の色彩をそろえたり、生垣の緑によって共通性をもたせるなど、接道部の色彩の調和に配慮する。</li> </ul>
接道部	<ul style="list-style-type: none"> <li>生垣やプランターを設置するなど、緑があふれ潤いのある景観を創出する。</li> <li>塀などは、できる限り自然素材を使用するなど、住宅地にふさわしく柔らかな表情を持った景観を形成する。</li> <li>大規模な施設では、まとまったオープンスペースを確保するなど、開放的なまちなみを形成する。</li> </ul>
緑・地形	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内や窓辺を緑化するなど、潤いのある景観を形成する。</li> <li>大規模な施設では、シンボルとなる高木を配置するなど、まちなみアクセントをつける。</li> <li>起伏がある地形においては、丘陵地の景観形成の方針に準じる。</li> </ul>

### ③工業地

要素	景観形成の方針
建築物・工作物の形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物は、シンプルなデザインとし、長大な壁面の場合は適度に分節するなど、圧迫感を軽減させ、落ち着きがある景観を形成する。</li> <li>建築設備や広告物は、建築物と一体的なデザインとするなど、統一感のある景観を形成する。</li> </ul>
建築物・工作物の色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の外壁は、明度7以上の中明度かつ彩度2以下の低彩度色を基調とするなど、明るく穏やかで開放感のある景観を形成する。</li> <li>大規模な生産施設や倉庫等は、単調な配色を避け、形態の変化に対応して色彩の分節を図るなど、威圧感の少ない親しみやすい色彩景観を形成する。</li> <li>工業団地等においては、事業者が連携して建築物の色調（明度・彩度）をそろえたり、共通性のあるアクセントカラーを用いるなど、一体感のある景観を形成する。</li> <li>生産施設や倉庫等は、外壁や屋根等の定期的なメンテナンスを行うなど、美観を維持するとともに、清潔で親しみやすい景観を形成する。</li> </ul>
接道部	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地周辺部には十分な空地を確保し、緑化を推進するなど、落ち着きと親しみが感じられる景観を形成する。</li> <li>塀などを設ける場合は、可視性の高いフェンスなどを使用し、敷地内の緑が直接眺められるようにするなど、開放的な景観を形成する。</li> </ul>
緑・地形	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内には適切に高木を配置するなど、緑に包まれた落ち着きのある景観を形成する。</li> <li>法面がある場合は、低木や芝による緑化を図るなど、明るさが感じられる景観を形成する。</li> </ul>

## ●自然的景観

### ①田園地域

要素	景観形成の方針
建築物・ 工作物 の形態 意匠	<ul style="list-style-type: none"><li>建築物は、後背の丘陵地や山・山並みを意識した勾配屋根を採用したり、外壁に自然素材を使用するなど、田園景観と調和した景観を形成する。</li><li>建築物は、配置を工夫したり、長大な壁面は適度に分節するなど、圧迫感を軽減させる。</li></ul>
建築物・ 工作物 の色彩	<ul style="list-style-type: none"><li>勾配屋根の色彩は、明度5以下の低明度かつ彩度2以下の低彩度色を用いるなど、周囲の田園や後背の丘陵地、山・山並みに融合した景観を形成する。</li><li>陸屋根の建築物においては、周辺から突出しやすい明度8以上の高明度色を避けるなど、周囲の田園や後背の丘陵地、山・山並みに融合した景観を形成する。</li><li>建築物や工作物の色彩は、自然景観の季節変動を考慮し、木材や石材などの自然素材色と共通する色彩を基調とするなど、四季を通して自然の息吹が感じられる景観を形成する。</li></ul>
接道部	<ul style="list-style-type: none"><li>生垣による緑化の推進により、潤いとやすらぎのある景観を形成する。</li><li>塀を設ける場合は、自然素材を使用したり、緑化による修景を行う。</li></ul>
緑・地形	<ul style="list-style-type: none"><li>敷地内には適切に高木を配置するなど、緑に包まれた落ち着きのある景観を形成する。</li><li>接道部以外の敷地境界が、公共の場から望見できる場合は、接道部の方針に準じる。</li></ul>

## ②丘陵地

要素	景観形成の方針
建築物・工作物の形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物は、主要な道路や鉄道、橋梁、曾我丘陵の見晴台等の公共性の高い場所からの見え方に配慮した配置や規模とするなど、良好な自然環境の保全と眺望景観の保全を行う。</li> <li>現在の地形を活かした配置・形態とするなど、地形と調和した景観を形成する。</li> <li>建築物は、勾配屋根を採用したり、外壁に自然素材を使用するなど、周囲の緑や後背の山・山並みに融合した景観を形成する。</li> <li>擁壁は勾配を持たせたり、ひな壇状の形状とするなど、圧迫感を軽減させたうえで、自然石の使用や化粧型枠等による仕上げを行うとともに、樹木による緑化を施すなど、表情を持った修景を行う。</li> </ul>
建築物・工作物の色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>勾配屋根の色彩は、明度5以下の低明度かつ彩度2以下の低彩度色を用いるなど、周囲の緑や後背の山・山並みに融合した景観を形成する。</li> <li>陸屋根の建築物においては、周辺から突出しやすい明度8以上の高明度色を避けるなど、周囲の緑や後背の山・山並みに融合した景観を形成する。</li> <li>建築物や工作物の色彩は、自然景観の季節変動を考慮し、木材や石材などの自然素材色と共通する色彩を基調とするなど、四季を通して自然の息吹が感じられる景観を形成する。</li> </ul>
接道部	<ul style="list-style-type: none"> <li>生垣による緑化の推進により、潤いとやすらぎのある景観を形成する。</li> <li>塀を設ける場合は、自然素材を使用したり、緑化による修景を行う。</li> </ul>
緑・地形	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内には適切に高木を配置するなど、緑に包まれた落ち着きのある景観を形成する。</li> <li>造成に際しては、現在の地形を活かすとともに、既存の樹木を適切に保全する。</li> </ul>

## ③山・山並み

- 建築物・工作物の建築等がおこる場合には、②丘陵地の方針に準じる。

## ■ 構造別

### ●拠点的景観

#### ①駅周辺

要素	景観形成の方針
建築物・工作物の形態意匠	<ul style="list-style-type: none"><li>建築物は、建築物の相互の協調により、駅前広場や道路の整備状況と整合した形態とするなど、地域の玄関口にふさわしいまちなみ景観を形成する。</li><li>低層部は、商業施設で構成するとともに、明るく開放的なデザインとするなど、にぎわいが感じられる景観を形成する。</li></ul>
建築物・工作物の色彩	<ul style="list-style-type: none"><li>建築物の外壁は、色相 5YR～5Yまでの暖色系色相かつ彩度 6 以下の中・低彩度色を基調とするなど、にぎわいの中にも街の基調色が感じられる景観を形成する。</li><li>建築物の低層部には、季節感を演出する色彩や周囲の店舗等と共通性のあるアクセントカラーなどを積極的に用いるなど、潤いや協調性が感じられる景観を形成する。</li><li>テナントビル等では、各事業者が相互に店舗外部の色彩を調整するなど、建築物全体として調和のとれた景観を形成する。</li><li>広告物は、建築物の地色を生かした色彩を用いたり、周囲の広告物と共通性のある配色を採り入れるなど、街への導入として品格のある景観を形成する。</li></ul>
接道部	<ul style="list-style-type: none"><li>低層部は適度に壁面後退し、店先に植栽スペースを確保したり、プランターを設置するなど、潤いのある景観を創出する。</li><li>敷地内に歩行者のための通路を設けたり路地を活用するなど、界隈性のある商業空間を形成する。</li><li>後退部分の仕上げは歩道との連続性に配慮するなど、歩行者空間と一体感がある空間を形成する。</li></ul>
緑・地形	<ul style="list-style-type: none"><li>駅前に面する街区では、敷地内や窓辺の緑化を進めるなど、四季が感じられる潤いのある景観を形成する。</li></ul>

## ②大規模な緑地・史跡その他文化財の周辺

要素	景観形成の方針
建築物・工作物の形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物は、大規模な緑地や史跡その他文化財から一定距離を後退し、見え方に配慮した形態にするなど、資源が映えるような景観を形成する。</li> <li>屋根の勾配や傾斜角度、軒の高さや外壁のしつらえの協調など、史跡その他文化財と呼応したデザインモチーフの採用や素材の使用などにより、これらと調和した景観を形成する。</li> </ul>
建築物・工作物の色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模な緑地周辺の建築物及び工作物は、自然景観の季節変動を考慮し、木材や石材などの自然素材色と共通する色彩を基調とするなど、四季を通して自然の息吹を感じられる景観を形成する。</li> <li>史跡その他文化財周辺の建築物及び工作物は、史跡などの色彩を尊重し、それらと共通性のある色彩又はそれよりも彩度の低い色彩を基調とするなど、史跡その他文化財の存在が引き立つ景観を形成する。</li> </ul>
接道部	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模な緑地の周辺では、生垣により緑の連続性を確保するなど、潤いのある景観を形成する。</li> <li>塀を設ける場合は、自然素材を使用したり、緑化による修景を行う。</li> </ul>
緑・地形	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模な緑地や史跡その他文化財の周辺では、極力、地形を改変しない。</li> </ul>

## ●軸的景観

### ①幹線道路・鉄道及びその周辺

要素	景観形成の方針
建築物・工作物の形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築設備や外階段、広告物などは建築物と一体的なデザインとするなど、整然とした景観を形成する。</li> <li>長大な壁面は避け、建物を分節するなど、富士山や丹沢山地などへの眺望景観に配慮する。</li> <li>主要な鉄道沿線の建築物や工作物は、車窓からの見え方に配慮するとともに、広告物の配置や規模、掲出方法に配慮する。</li> </ul>
建築物・工作物の色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の外壁は、色相 5YR～5Yまでの暖色系色相かつ彩度 6 以下の中・低彩度色を基調とするなど、にぎわいの中にも沿道の連続性が感じられる景観を形成する。</li> <li>各事業者が相互に店舗外部の色彩を調整するなど、沿道のまちなみとして一体感が感じられる景観を形成する。</li> <li>広告物は、建築物の地色を生かした色彩を用いたり、周囲の広告物と共通性のある配色を取り入れるなど、沿道のまちなみとして連続性が感じられる景観を形成する。</li> </ul>
接道部	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模な建築物は、道路から後退するなど、ゆとりがあり街路の広がりが感じられる景観を形成する。</li> </ul>
緑・地形	<ul style="list-style-type: none"> <li>駐車場などは、緑化による修景を行うなど、潤いのある景観を形成する。</li> </ul>

## ②河川及びその周辺

要素	景観形成の方針
建築物・工作物の形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋上の建築設備や広告物は、建築物と一体的なデザインとするなど、軽快なスカイラインを形成する。</li> <li>・建築物・工作物は、河川敷からできる限り後退するなど、のびやかな景観を形成する。</li> <li>・対岸からの眺望景観に配慮し、長大な外壁面を分節するなど、開放感と広がりのある景観を形成する。</li> <li>・大きく成長した松林や松並木の周辺に立地する建築物・工作物は、黒松から一定距離を後退し、見え方に配慮した形態にするなど、黒松が映えるような景観を形成する。</li> <li>・擁壁は勾配を持たせたり、ひな壇状の形状とするなど、圧迫感を軽減させたうえで、自然石の使用や化粧型枠等による仕上げを行うとともに、樹木による緑化を施すなど、表情を持った修景を行う。</li> </ul>
建築物・工作物の色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開けた河川沿いに立地する建築物及び工作物の色彩は、明度7以上の高明度かつ彩度2以下の低彩度色を基調とするなど、明るく穏やかで開放感のある景観を形成する。</li> <li>・大きく成長した松林や松並木の周辺に立地する建築物及び工作物の色彩は、木材や石材などの自然素材色と共通する色彩を基調とするなど、黒松の緑と一体化した景観を形成する。</li> <li>・橋梁の色彩は、水や植物にちなんだ青色や緑色など直接的な連想による高彩度色を避け、落ち着いた低彩度色を基調とするなど、季節や時間・天候などによって変化する水面の色彩や河原の緑などが美しく引き立つ景観を形成する。</li> </ul>
接道部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・塀等を設置する場合は、できる限り自然素材を使用するなど、河川環境と調和した景観を形成する。</li> </ul>
緑・地形	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生垣やシンボルとなる高木による緑化を進めるなど、河川内の緑やオープンスペースと一体となった景観を形成する。</li> </ul>

### ③海辺・海岸及びその周辺

要素	景観形成の方針
建築物・工作物の形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋上の建築設備や広告物は、建築物と一体的なデザインとするなど、軽快なスカイラインを形成する。</li> <li>長大な壁面は避け、建物を分節して海への眺望視線を確保するなど、明るく開放的な景観を形成する。</li> <li>大きく成長した松林や松並木の周辺に立地する建築物・工作物は、黒松から一定距離を後退し、見え方に配慮した形態にするなど、黒松が映えるような景観を形成する。</li> <li>擁壁は勾配を持たせたり、ひな壇状の形状とするなど、圧迫感を軽減させたうえで、自然石の使用や化粧型枠等による仕上げを行うとともに、樹木による緑化を施すなど、表情を持った修景を行う。</li> </ul>
建築物・工作物の色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>開けた海岸に立地する建築物及び工作物の色彩は、明度7以上の高明度かつ彩度2以下の低彩度色を基調とするなど、明るく穏やかで開放感のある景観を形成する。</li> <li>大きく成長した松林や松並木の周辺に立地する建築物及び工作物の色彩は、木材や石材などの自然素材色と共通する色彩を基調とするなど、黒松の緑と一体化した景観を形成する。</li> </ul>
接道部	<ul style="list-style-type: none"> <li>埠等を設置する場合は、できる限り自然素材を使用するなど、海浜環境と調和した景観を形成する</li> </ul>
緑・地形	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内に黒松がある場合は、その適切な維持管理を図るなど、美しい風致景観を維持する。</li> </ul>

## 第2節 景観計画重点区域における景観形成

小田原の有する貴重な特色が象徴的に現れ、良好な景観の形成が特に必要とされる景観計画重点区域、及びその特性は次のとおりである。

景観計画重点区域		景観計画重点区域としての特性（小田原の有する貴重な特色等）
拠点型重点区域	小田原城周辺地区	本市の歴史的・文化的遺産、緑豊かな自然環境の象徴である小田原城を中心とする地区であり、市民及び来訪者に、城址の醸し出す歴史的風情や豊かな緑による潤いがさらに印象深く感じられる景観の形成が求められる。
	小田原駅周辺地区	富士箱根伊豆地域の広域交流拠点である小田原駅を中心とし、神奈川県西部地域の中核都市としての商業・業務施設の集積がある地区であり、その蓄積と潜在力を活かし、活性化を促進する快適で魅力的な景観の創出が求められる。
	国道1号 本町・南町地区	小田原城の南側及び東側に面し、城下町、旧東海道の宿場町、近代以降では商業・業務の中心地として発展してきた地区であり、なりわいや歴史が息づき、風格があり、城下町・宿場町を感じさせる魅力的な景観の形成が求められる。
軸型重点区域	小田原大井線 沿道地区	主要幹線道路である小田原大井線を軸とする地区であり、富士山や箱根外輪山、丹沢山地、曾我丘陵の周辺の山並みへの良好な眺望や酒匂川、田園などの自然的資源により、市民及び来訪者に、自然による潤いがさらに印象深く感じられる快適で魅力的な景観の形成が求められる。
	穴部国府津線 沿道地区	主要幹線道路である穴部国府津線を軸とする地区であり、富士山や箱根外輪山、曾我丘陵の周辺の山並みへの良好な眺望や住宅地及び沿道型の複合市街地におけるまちなみの連続性に配慮し、市民及び来訪者に、落ち着きや緑による潤いがさらに印象深く感じられる快適で魅力的な景観の形成が求められる。

それぞれの地区的こうした特性に基づく、次に掲げる景観形成の目標・方針のもと、良好な景観の形成を進める。

## □ 小田原城周辺地区の景観形成の目標・方針

### [景観形成の目標]

- 小田原城を活かした魅力ある景観形成を図る。

### [景観形成の基本方針]

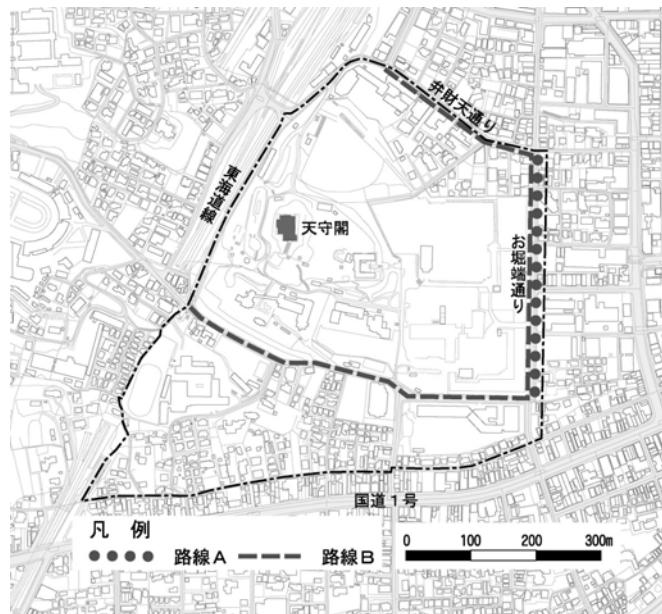
- 城内では、史跡や歴史的建造物の復元を図りながら、歴史と豊かな緑に覆われたゾーンを形成し、小田原のシンボルにふさわしい歴史や文化が感じられる景観を形成する。
- 城址周辺では、歴史的・自然的な空間と一体となった、落ち着きがあり快適な景観を形成する。
- お堀端通りでは、低層部のにぎわいを創出し、まちなみとしての連続性を確保するとともに、街路に圧迫感を与えない、明るく開放的な景観を形成する。

### [要素ごとの景観形成の方針]

要素	景観形成の方針
建築物・ 工作物 の形態 意匠	<ul style="list-style-type: none"><li>・低層建築物は勾配屋根とするなど、小田原城址と調和の取れたスカイラインを持った景観を形成する。</li><li>・外壁は、自然素材や光沢がないタイルを使用するなど、落ち着いた表情を作り出す。</li><li>・建築設備は、建築物と一体化した形態とする、又は道路その他の公共の場所から望見できない位置に配置するなど、整然としたまちなみを形成する。</li><li>・低層部では、軒や庇、日よけテント又はこれにかわるものを設置するなど、概ね3mの高さの軸線を強調し、良好なまちなみを形成する。</li><li>・低層部は、歴史が感じられる意匠で構成したり、壁面を適度に分節するなど、まちなみを整え、陰影のある表情を作り出す。</li><li>・垣、柵又は塀は、できる限り生け垣又は石、木、竹などの自然素材を使用したものとする。</li><li>・高さが2mを超える擁壁は、勾配を持たせたり、ひな壇状の形状とするなど、圧迫感を軽減させたうえで、自然石の使用や化粧型枠等による仕上げを行うとともに、樹木による緑化を図るなど、表情を持った修景を行う。</li><li>・交差点に面する敷地は、コーナー性を持たせた意匠の採用や、オープンスペースの確保や緑化を図るなど、個性的な街角を演出する。</li><li>・図5に示す路線A沿道の建築物の高度地区による斜線規制を受ける部分は、外壁を後退させ垂直なものとし、表情を持った意匠を採用するなど、落ち着きのある景観を形成する。</li><li>・建築物に付属する立体駐車場は、建築物と同様の外壁の仕上げとする、又は道路その他の公共の場所から望見できない位置に配置するなど、まちなみの連続性に配慮する。</li><li>・単独の立体駐車場で外壁がないものは、接道部（駐車場の出入り口を除く）及び敷地周辺を樹木により緑化を図るなど、構造物の露出をさけるとともに、城址の緑と一体感がある景観を形成する。</li></ul>

建築物・工作物の色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物及び工作物の色彩は、落ち着いた低彩度色を基調とし、無彩色やごく低彩度の色彩で構成されている小田原城及び城址が美しく引き立つ景観を形成する。</li> <li>色相にあっては、本地区内で多く用いられている YR 系及び Y 系に属す暖色系の色相又は無彩色を基調とし、本地区の景観上の蓄積を生かした景観を形成する。</li> <li>建築物の屋根は、低彩度を基調とすること、暖色系の色相又は無彩色を基調とすることに加え、明るさを抑えた重厚感のある低明度色を基調とし、城址公園の緑等と融和した景観を形成する。</li> <li>建築物の外壁や工作物は、汚れやたい色に強い落ち着いた色調や経年変化により落ち着いた表情を醸成する木材や石材などの自然素材色を選択するとともに、定期的なメンテナンスを行い、長期にわたり美観を維持する。</li> <li>周囲の建築物や工作物等と色相や明度、彩度をそろえるなど、周辺との色彩の調和に配慮し、まちなみとしての連続性や一体感が感じられる景観を形成する。</li> </ul>
接道部	<ul style="list-style-type: none"> <li>図 5 に示された路線 A の沿道では、駐車場の出入り口は設けない、又は、駐車場の出入り口を絞り、その他の接道部は緑化を図るなど、城址と一体となったまちなみ景観を形成する。</li> <li>城址周辺の道路では、道路沿いに物品置き場などは設けない、又は、直接見えないように垣・柵や塀で遮蔽するなど、歴史的空间にふさわしい沿道景観を形成する。</li> </ul>
緑・地形	<ul style="list-style-type: none"> <li>城内の緑は、シンボル的な景観が維持されるように、適切な保全・剪定を図る。</li> <li>お堀端の桜並木等のシンボルとなる緑は、適切に保全する。</li> <li>丘陵部では、現在の地形をできる限り維持し、既存の樹木を適切に保全することにより、良好な景観を維持する。</li> <li>低層建築物は、生育環境に合った、花木や季節感を演出できるような樹木の植栽等により、潤いと落ち着きのある景観を形成する。</li> <li>建築物の敷地内にまとまったオープンスペースが確保された場合は、緑陰が形成される、又は紅葉が美しいシンボルとなる樹木を配置するなど、緑豊かな景観を形成する。</li> </ul>

図 5 小田原城周辺地区的指定路線



## □ 小田原駅周辺地区の景観形成の目標・方針

### [景観形成の目標]

- 富士箱根伊豆地域の広域交流拠点、小田原市の中心地区としての都市機能の充実を図りながら、新しい文化と歴史、伝統が調和した魅力ある景観の形成を図る。

### [景観形成の基本方針]

- 県西地域の中心商業地として、交流、買い物、情報の拠点にふさわしい魅力的な商業空間を形成する。
- 小田原市の玄関口にふさわしい、風格とにぎわいのある駅前空間を形成する。また、小田原駅前広場（ペデストリアンデッキ上）から、天守閣への眺望を確保する。
- 舗装の改良や街路樹の整備などにより、快適な歩行者空間を創出する。
- 土地の高度利用によりオープンスペースを確保し、ゆとりが感じられる景観を形成する。
- 既存の樹木の保全や敷地内緑化を進め、ポケットパークの整備により、潤いのある景観を形成する。
- 幸田口門の史跡及び樹木は、地域のシンボル的な景観として適切に保全するとともに、周辺環境の質的向上を図る。

### [要素ごとの景観形成の方針]

要素	景観形成の方針
建築物・工作物の形態意匠	<ul style="list-style-type: none"><li>・屋根や屋上の建築設備は、建築物と一体的な意匠で構成するなど、軽快なスカイラインをもった景観を形成する。</li><li>・屋上以外の建築設備は、建築物と一体化したり、道路その他の公共の場所から望見できない位置に配置するなど、整然としたまちなみを形成する。</li><li>・中層部以上は、形態やファサードを統一するなど、連続性のあるまちなみ景観を形成する。</li><li>・外壁は、自然素材やタイルを使用するなど、光沢がなく、汚れが目立たない表情を作り出す。</li><li>・低層部では、軒や庇、日よけテント又はこれにかわるものを設置するなど、概ね3mの高さの軸線を強調し、良好なまちなみを形成する。</li><li>・低層部は、にぎわいの中にも歴史を感じられる意匠で構成したり、壁面を適度に分節するなど、まちなみを整え、豊かな表情を作り出す。</li><li>・ショーウィンドウの設置や照明による演出などにより、魅力的な通り景観を形成する。</li><li>・交差点に面する敷地は、コーナー性を意識した意匠の採用や、オープンスペースの確保や緑化などにより、魅力ある街角を演出する。</li><li>・建築物に付属する立体駐車場は、建築物と同様の外壁の仕上げとしたり、道路その他の公共の場所から望見できない位置に配置するなど、まちなみの連続性に配慮する。</li><li>・単独の立体駐車場で外壁がないものは、接道部（駐車場の出入り口を除く）及び敷地周辺を樹木により緑化を図るなど、構造物の露出をさけるとともに、潤いの感じられる景観を形成する。</li></ul>

建築物・工作物の色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物及び工作物の色彩は、落ち着いた低彩度色を基調とし、本市の玄関口にふさわしい風格が感じられ、緑が映えるような景観を形成する。</li> <li>色相にあっては、本地区内で多く用いられている YR 系及び Y 系に属す暖色系の色相又は無彩色を基調とし、本地区の景観上の蓄積を生かした景観を形成する。</li> <li>建築物の外壁や工作物は、汚れやたい色に強い落ち着いた色調や経年変化により落ち着いた表情を醸成する木材や石材などの自然素材色を選択するとともに、定期的なメンテナンスを行い、長期にわたり美観を維持する。</li> <li>周囲の建築物や工作物等と色相や明度、彩度をそろえるなど、周辺との色彩の調和に配慮し、まちなみとして連続性や一体感が感じられる景観を形成する。</li> <li>日よけテントは、建築物と一体的な意匠とともに、その色彩は建築物の外壁との調和がとれたものとする。</li> </ul>
接道部	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内に歩行者のための通路を設けたり路地を活用するなど、界隈性のある商業空間を形成する。</li> <li>大規模な施設では、まとまったオープンスペースを確保するなど、ゆとりのある景観を創出する。</li> <li>後退部分の仕上げは歩道との連続性に配慮するなど、歩行者空間と一体感のある空間を形成する。</li> <li>図6に示された路線Cの沿道では、駐車場の出入り口を絞り、他の接道部は緑化を行うなど、連続性のあるまちなみ景観を形成する。</li> <li>主要な道路には、道路沿いに物品置き場などは設けない、又は、直接見えないように垣・柵や塀で遮蔽するなど、整然とした沿道景観を形成する。</li> </ul>
緑・地形	<ul style="list-style-type: none"> <li>低層部には、生育環境に合った、花木や季節感を演出できるような樹木の植栽等を図るなど、潤いのある景観を形成する。</li> <li>敷地内にまとまったオープンスペースが確保された場合は、緑陰が形成される、又は紅葉が美しいシンボルとなる樹木を配置するなど、緑豊かな景観を形成する。</li> </ul>

図6 小田原駅周辺地区の指定路線



## □ 国道1号本町・南町地区の景観形成の目標・方針

### [景観形成の目標]

- 城下町・宿場町を感じさせ、なりわいや歴史が息づき、人と人との交流が深まり魅力あふれる景観形成を図る。

### [景観形成の基本方針]

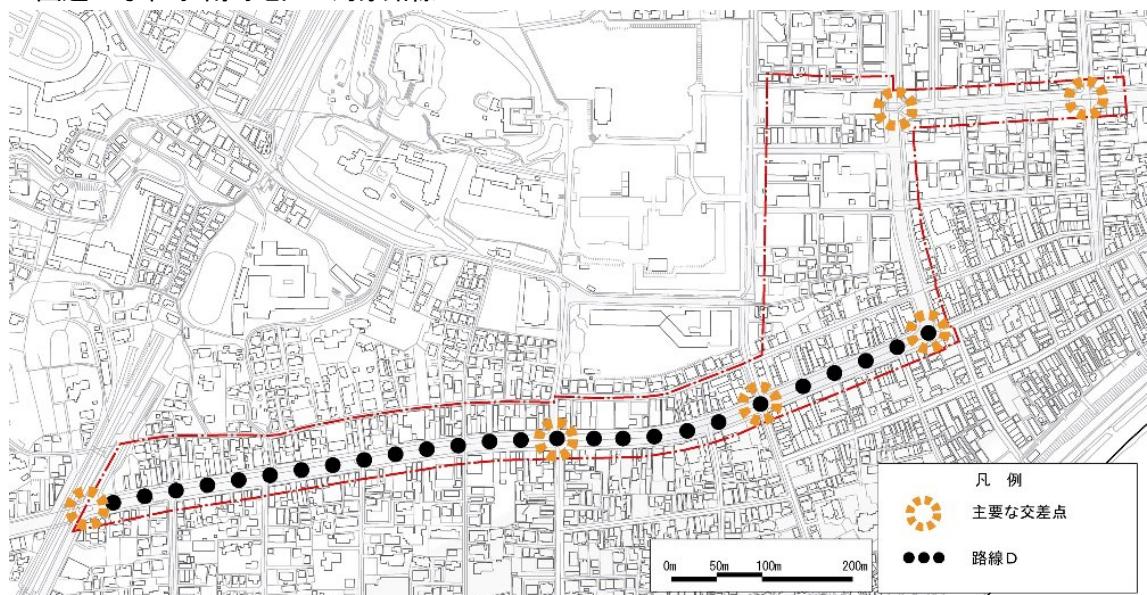
- なりわいや歴史が息づく国道1号を軸とした、地域の個性やにぎわいなどを創出し、魅力が感じられる景観を形成する。
- 小田原城や歴史的な建造物を引き立てるまちなみを形成する。また、国際通り交差点から天守閣への眺望を確保する。
- 主要な交差点では、意匠を工夫したり、樹木を効果的に配置するなど、個性が感じられるまちかどを演出する。
- 地域に開かれたオープンスペースの確保などにより、歩きやすく、快適な歩行者空間を創出する。
- 緑を増やすとともに、効果的な配置や見え方にも配慮し、潤いある空間を創出する。
- まちなみの連続性や一体感を創出し、景観の質的向上を図る。

### [要素ごとの景観形成の方針]

要素	景観形成の方針
建築物・工作物の形態 意匠	<ul style="list-style-type: none"><li>・低層建築物は、勾配屋根とするなど、小田原城址と調和の取れた景観を形成する。特に、路線Dの沿道では、平入りの屋根形状とするなど、現在のなりわいや歴史が息づくまちなみの特性を継承する。</li><li>・建築物や工作物は、形態やファサードを統一するなど、連続性のあるまちなみ景観を形成する。とりわけ、建築設備や屋外階段は、建築物と一体化した形態とする、又は、道路その他の公共の場から直接望見できない位置に配置するなど、整然としたまちなみを形成する。</li><li>・低層部は、にぎわいのある空間の創出やまちなみの連続性を確保するため、外壁の形態や意匠は、次に掲げる事項に取り組む。<ul style="list-style-type: none"><li>①隣接地と低層部の意匠や階高等を協調させるとともに、建築物の意匠と調和した軒や庇、日よけテント又はこれにかわるものを設置するなど、良好なまちなみを形成する。</li><li>②ショーウィンドウの設置や照明による演出などにより、魅力的な通り景観を形成する。</li><li>③歴史が感じられる意匠で構成したり、壁面を適度に分節するなど、陰影のある表情を作り出す。</li><li>④外壁を後退させるなど、安全で快適な歩行者空間の創出を図る。</li></ul></li><li>・窓などの開口部には、広告物などを表示又は掲出しないこととするなど、親しみが感じられるまちなみを形成する。</li><li>・主要な交差点に面する敷地は、コーナー性を持たせた意匠の採用や、オープンスペースの確保、シンボルとなる樹木の植栽など、個性的なまちかどを演出する。</li><li>・建築物に付属する立体駐車場は、建築物と同様の外壁の仕上げとする、又は、道路その他の公共の場所から望見できない位置に配置するなど、まちなみの連続性に配慮する。</li><li>・単独の立体駐車場で外壁がないものは、接道部（駐車場の出入り口を除く。）及び敷地周辺を樹木により緑化を図るなど、構造物の露出をさけるとともに、潤いの感じられる景観を形成する。</li><li>・図7に示された路線Dの沿道では、1階の軒や庇の上部に商店の顔となるような壁面広告物を表示するなど、その表現方法を工夫し、本地区のなりわいや歴史が息づくまちなみを形成する。</li><li>・国際通り交差点からは、天守閣への良好な眺望を確保できるよう、建築物及び工作物の高さや形状、外観の色彩など、十分に配慮する。</li></ul>

建築物・工作物の色彩・素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の外壁及び工作物の色彩は、明るく穏やかさが感じられる高明度・低彩度色を基調とし、まちなみとしての連続性や一体感の創出を図る。</li> <li>歴史的な建造物やこれらに類する意匠を持った建築物は、伝統的な建築材料やそれに類する色彩を用いるなど、その佇まいや趣きを継承し、落ち着きと風格が感じられる景観を形成する。</li> <li>歴史的な建造物周辺の建築物及び工作物は、当該建造物と共通性のある色彩又はそれよりも低い彩度の色彩を基調とするなど、歴史的な建造物の存在が引き立つ景観を形成する。</li> <li>色相にあっては、本地区内で多く用いられているYR系及びY系に属す暖色系の色相又は無彩色を基調とし、本地区的景観上の蓄積を生かした景観を形成する。</li> <li>建築物の屋根は、低彩度を基調とすること、暖色系の色相又は無彩色を基調とすることに加え、明るさを抑えた重厚感のある低明度色を基調とし、城址公園の緑等と融和した景観を形成する。</li> <li>テナントビルなどは、各事業者が相互に店舗外部の色彩を調整するなど、建築物全体として調和の取れた景観を形成する。</li> <li>建築物の外壁や工作物は、汚れや退色に強い落ち着いた色調や経年変化により落ち着いた表情を醸成する木材や石材などの自然素材色を選択するとともに、定期的なメンテナンスを行い、長期にわたり美観を維持する。</li> </ul>
接道部	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模な施設では、まとまったオープンスペースを確保するなど、歩きやすく、ゆとりのある空間を創出する。</li> <li>外壁の後退部分は、前面道路と段差を設けず、素材や色彩を調和させるなど、公共空間と一体的な空地の創出を図る。</li> <li>国道1号に面する敷地では、駐車場を建築物の奥に配置したり、又は、駐車場の出入り口を絞り、緑化するなど、連続性のあるまちなみを形成する。</li> <li>道路沿いに駐輪場や物品置き場などは設けない、又は、直接見えないように垣・柵や緑で遮蔽するなど、整然としたまちなみを形成する。</li> </ul>
緑・地形	<ul style="list-style-type: none"> <li>店先や庭先では、生育環境に合った花木や季節感を演出できるような樹木の植栽等を図るなど、潤いのある景観を形成する。</li> <li>敷地内にまとまったオープンスペースが確保された場合は、緑陰が形成される、又は、紅葉が美しいシンボルとなる樹木を配置するなど、緑豊かな景観を形成する。</li> <li>緑の適切な維持・管理を行い、店先や庭先の清掃活動などに努める。</li> </ul>

図7 国道1号本町・南町地区の対象路線



## □ 小田原大井線沿道地区の景観形成の目標・方針

### [景観形成の目標]

- 周辺の酒匂川や田園などの自然環境に配慮した良好な通り景観の形成を図るとともに、小田原大井線から周辺の山並みへの良好な眺望景観に配慮し、魅力ある景観形成を図る。

### [景観形成の基本方針]

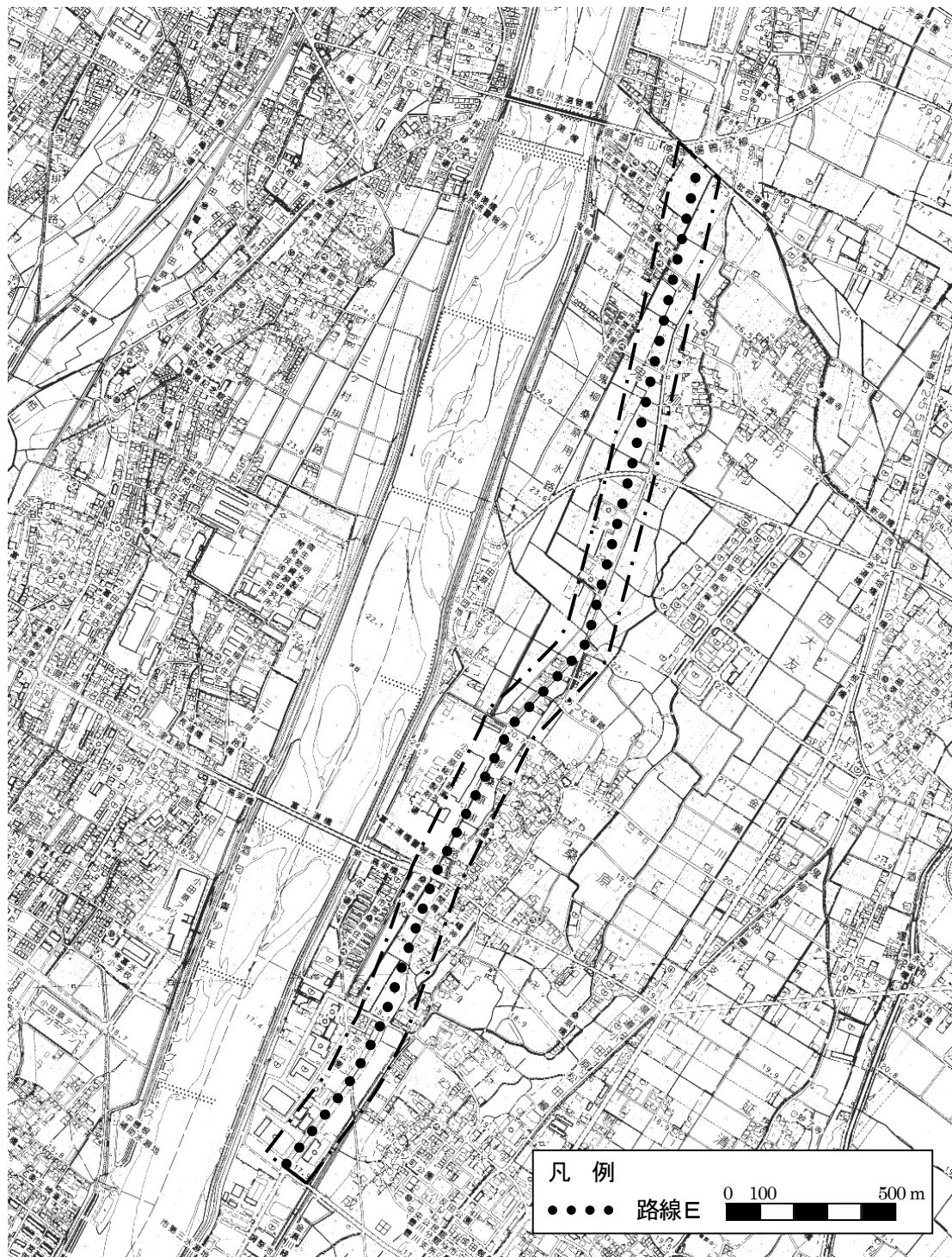
- 沿道の敷地では、敷地内の緑化を推進し、周辺の酒匂川や田園などの自然環境との調和を図り、ゆとりと潤いが感じられる良好な通り景観として整える。
- 建築物や工作物の形態は、富士山や箱根外輪山、丹沢山地、曾我丘陵への良好な眺望景観に配慮し、シンプルなシルエットとする。
- 沿道の景観は、来訪者にとって小田原の第一印象になることを踏まえ、沿道の建築物や工作物、物件の堆積は車窓からの見え方にも配慮するとともに、広告物の表示を最小限に留める。

### [要素ごとの景観形成の方針]

要素	景観形成の方針
建築物・工作物の形態意匠	<ul style="list-style-type: none"><li>建築物は、周辺の山並みを意識した勾配屋根を採用したり、外壁に自然素材を使用するなど、自然環境と調和した景観を形成する。</li><li>建築設備や外階段は、建築物と一体的なデザインとするなど、統一感のある景観を形成する。</li><li>建築物は、配置を工夫したり、長大な壁面は避け、建物を分節するなど、圧迫感を軽減させ、富士山や箱根外輪山、丹沢山地、曾我丘陵への眺望景観に配慮する。</li><li>垣、柵又は塀は、できる限り生け垣又は石、木、竹などの自然素材を使用したものとする。</li></ul>
建築物・工作物の色彩	<ul style="list-style-type: none"><li>勾配屋根の色彩は、5YR～5Yまでの暖色系色相を基本とし、明度5以下かつ彩度2以下の低彩度色を用いるなど、周囲の田園や山並みに融合した景観を形成するとともに、外壁の基調色と色相をそろえるなど、建築物の外観全体に調和が感じられる配色となるよう配慮する。</li><li>建築物の外壁は、5YR～5Yまでの暖色系色相を基本とし、彩度3以下の低彩度色を基調とするなど、落ち着いた沿道景観を形成するとともに、アクセント等を用いる際にも低層部に集約するなど、沿道の連続性に配慮した色彩を用いるものとする。</li><li>建築物や工作物の色彩は、自然景観の季節変動を考慮し、木材や石材などの自然素材色と共通する色彩を基調とするなど、四季を通して自然の息吹が感じられる景観を形成する。</li><li>近接する建築物や工作物などにおいては、色相や明度、彩度をそろえるなど、対比による大きな差をつけず、周辺との調和に配慮した色彩を用いるものとする。</li><li>工業地においては、事業者が連携して建築物の色調（明度・彩度）をそろえたり、共通性のあるアクセントカラーを用いるなど、一体感のある景観を形成する。</li><li>生産施設や倉庫等は、単調な配色を避け、形態の変化に対応して色彩の分節を図るなど、威圧感の少ない親しみやすい色彩景観を形成する。</li></ul>
接道部	<ul style="list-style-type: none"><li>建築物は、道路から後退するなど、ゆとりがあり街路の広がりが感じられる景観を形成する。</li><li>図8に示された路線Eに面する敷地では、駐車場を建築物の奥に配置したり、又は、駐車場の出入り口を絞り、緑化するなど、潤いの感じられる景観を形成する。</li></ul>

緑・地形	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内には、生育環境に合った、花木や季節感を演出できるような樹木の植栽等を高木、中木、低木をバランス良く配置するなど、潤いのある景観を形成する。</li> <li>駐車場などは、緑化による修景を行うなど、自然環境と調和した景観を形成する。</li> <li>緑の適切な維持・管理を行い、清掃活動などに努める。</li> </ul>
物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外における再生資源その他の物件の堆積は、避けることとする。ただし、やむを得ない場合には、堆積の高さを3メートル以下とし、道路及び隣接地との境界から十分間隔を確保するとともに、容易に望見できないよう植栽や塀を設けるなど、整然とした通り景観を形成する。</li> </ul>

図8 小田原大井線沿道地区の指定路線



## □ 穴部国府津線沿道地区の景観形成の目標・方針

### [景観形成の目標]

- 周辺の住宅地の落ち着いた住環境や沿道型の複合市街地に配慮した良好な通り景観の形成を図るとともに、穴部国府津線から周辺の山並みへの良好な眺望景観に配慮し、魅力ある景観形成を図る。

### [景観形成の基本方針]

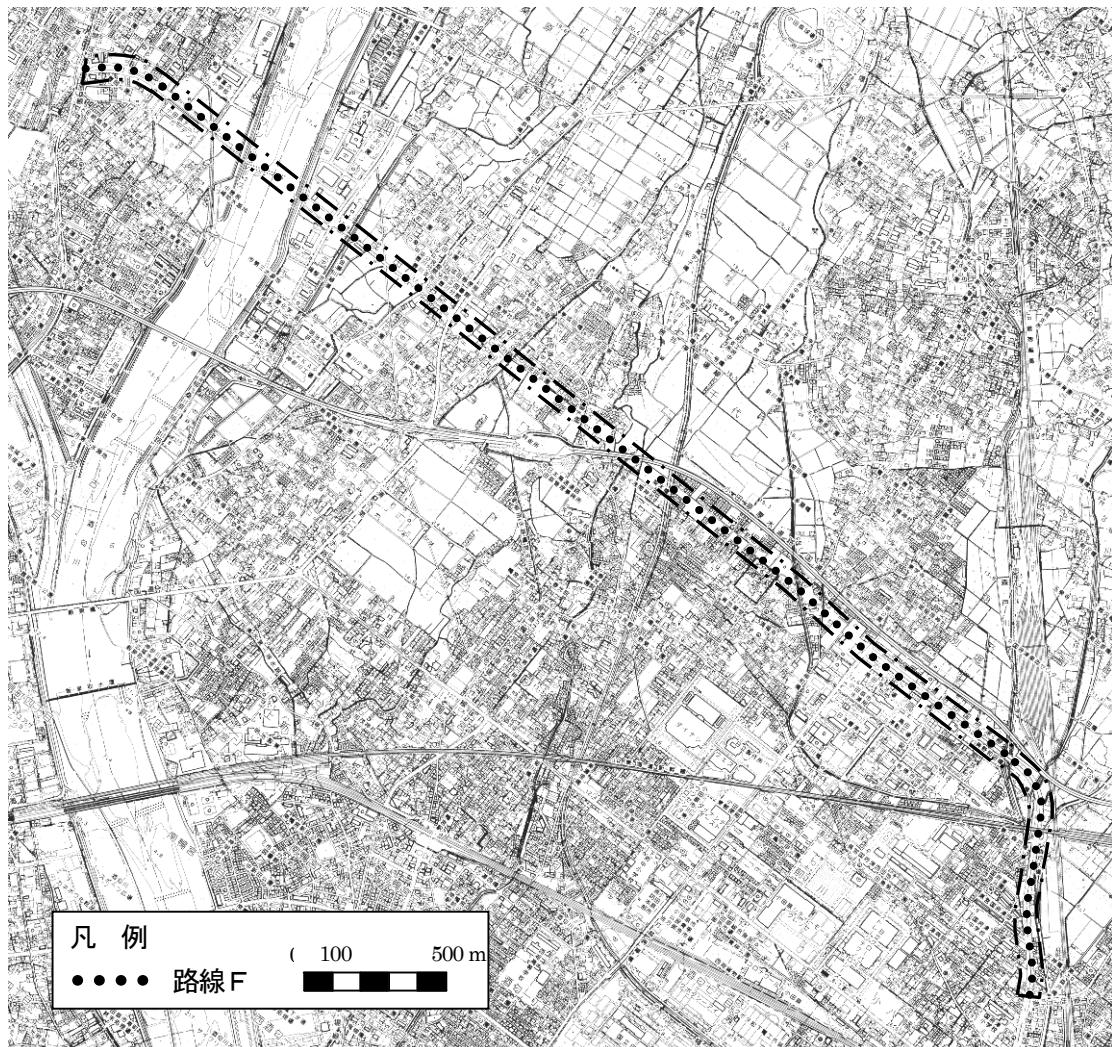
- 沿道の敷地では、敷地内の緑化を推進し、周辺の住宅地の住環境などとの調和を図り、屋外広告物の適正な規制・誘導により、ゆとりと潤いが感じられる良好な通り景観として整える。
- 建築物や工作物の形態は、アイストップとなる富士山や箱根外輪山、曾我丘陵への良好な眺望景観に配慮し、シンプルなシルエットとする。
- 沿道のまとまった緑地は、通り景観にアクセントを与える資源として、適切な保全を図る。
- 沿道の景観は、来訪者にとって小田原の第一印象になることを踏まえ、沿道の建築物や工作物、物件の堆積は車窓からの見え方にも配慮するとともに、広告物の配置や規模、掲出方法に配慮する。

### [要素ごとの景観形成の方針]

要素	景観形成の方針
建築物・工作物の形態意匠	<ul style="list-style-type: none"><li>・建築物は、周辺の山並みを意識した勾配屋根を採用するなど、軽快なリズムを持ったスカイラインを形成する。</li><li>・建築設備や外階段は、建築物と一体的なデザインとするなど、統一感のある景観を形成する。</li><li>・建築物は、配置を工夫したり、長大な壁面は避け、建物を分節するなど、圧迫感を軽減させ、富士山や箱根外輪山、曾我丘陵への眺望景観に配慮する。</li><li>・庇や軒、開口部などは、建築物と一体となったデザインとするなど、路線Fに対して表情のあるまちなみ景観を形成する。</li><li>・店舗等の低層部は、明るく開放的な意匠による空間の創出や連続性のあるまちなみ景観を形成する。</li><li>・垣、柵又は屏は、できる限り生け垣又は石、木、竹などの自然素材を使用したものとする。</li><li>・立体駐車場は、道路その他の公共の場所から望見できない位置に配置する。やむを得ない場合は、接道部（車の出入りを除く。）や敷地境界沿いをルーバー等の設置、樹木や生垣等の植栽などにより、構造物の露出をさけるとともに、潤いが感じられる景観を形成する。</li></ul>
建築物・工作物の色彩	<ul style="list-style-type: none"><li>・勾配屋根の色彩は、5YR～5Yまでの暖色系色相を基本とし、明度5以下かつ彩度2以下の低彩度色を用いるなど、周囲の山並みに融和した景観を形成するとともに、外壁の基調色と色相をそろえるなど、建築物の外観全体に調和が感じられる配色となるよう配慮する。</li><li>・建築物の外壁は、5YR～5Yまでの暖色系色相を基本とし、彩度3以下の低彩度色を基調とするなど、沿道の住環境などにふさわしい暖かみのある景観を形成するとともに、アクセント等を用いる際にも低層部に集約するなど、沿道の連続性に配慮した色彩を用いるものとする。</li><li>・隣り合う建築物や工作物などと色相や明度、彩度をそろえるなど、対比による大きな差をつけず、周辺との調和に配慮し、まちなみとしての連続性や一体感が感じられる景観を形成する。</li></ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工業地においては、事業者が連携して建築物の色調（明度・彩度）をそろえたり、共通性のあるアクセントカラーを用いるなど、一体感のある景観を形成する。</li> <li>・生産施設や倉庫等は、単調な配色を避け、形態の変化に対応して色彩の分節を図るなど、威圧感の少ない親しみやすい色彩景観を形成する。</li> </ul>
接道部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模な建築物は、道路から後退するなど、ゆとりがあり街路の広がりが感じられる景観を形成する。</li> <li>・図9に示された路線Fに面する敷地では、駐車場を建築物の奥に配置したり、又は、駐車場の出入り口を絞り、緑化するなど、連続性のあるまちなみを形成する。</li> <li>・道路沿いに駐輪場や物品置き場などは設けない、又は、直接見えないように垣・柵や緑で遮蔽するなど、整然としたまちなみを形成する。</li> </ul>
緑・地形	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内には、生育環境に合った、花木や季節感を演出できるような樹木の植栽等を高木、中木、低木をバランス良く配置するなど、潤いのある景観を形成する。</li> <li>・敷地内にまとまったオープンスペースが確保された場合は、緑陰が形成される、又は、紅葉が美しいシンボルとなる樹木を配置するなど、緑豊かな景観を形成する。</li> <li>・緑の適切な維持・管理を行い、清掃活動などに努める。</li> </ul>
物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外における再生資源その他の物件の堆積は、避けることとする。ただし、やむを得ない場合には、堆積の高さを3メートル以下とし、道路及び隣接地との境界から十分間隔を確保するとともに、容易に望見できないよう植栽や塀を設けるなど、整然とした通り景観を形成する。</li> </ul>

図9 穴部国府津線沿道地区の指定路線



## 第3章 行為の制限に関する事項

建築物及び工作物の形態又は色彩その他意匠の制限並びに建築物の新築に係る良好な景観の形成のための制限は、次のとおりとする。ただし、市長が景観評価員の意見を聴いた上で認めるものについては、この限りでない。

### □ 市域全域（景観計画重点区域を除く）における制限

対象	制限								
建築物 及び 工作物	建築物及び工作物の外観の色彩の制限は、次の表のとおりとする。ただし、建築物若しくは工作物の着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は建築物若しくは工作物の見付面積の5分の1未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。								
<table border="1"><thead><tr><th>使用する色相</th><th>彩度</th></tr></thead><tbody><tr><td>0.1R～10R</td><td>4以下とする。</td></tr><tr><td>0.1YR～5Y</td><td>6以下とする。</td></tr><tr><td>上記以外の色相</td><td>2以下とする。</td></tr></tbody></table>		使用する色相	彩度	0.1R～10R	4以下とする。	0.1YR～5Y	6以下とする。	上記以外の色相	2以下とする。
使用する色相	彩度								
0.1R～10R	4以下とする。								
0.1YR～5Y	6以下とする。								
上記以外の色相	2以下とする。								
擁壁	擁壁（石又は粗面ブロックにより築造されるものを除く。）は、化粧型枠等により仕上げを施し、又は前面に植栽すること等により構造体の過半を直接露出させない処理を行う。ただし、当該擁壁が道路その他の公共の場所から容易に望見されることのないものである場合は、この限りでない。								

## □ 景観計画重点区域における制限

### ■ 小田原城周辺地区

対象	制限																					
建築物及び工作物(日よけテント及び自動販売機を除く。)	<p>建築物の屋根（ひさしを含む。以下この表において同じ。）及び外壁等（屋根以外の部分をいう。以下この表において同じ。）並びに工作物（日よけテント及び自動販売機を除く。以下この表において同じ。）の外観の色彩は、次の表のとおりとする。ただし、建築物の屋根にあっては無釉の和瓦、銅板、草葺きによるものの色彩、建築物の外壁等及び工作物にあっては着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩、又は見付面積の5分の1未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。</p> <p>(1)建築物の屋根の色彩</p> <table border="1"><thead><tr><th>使用する色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr></thead><tbody><tr><td>0.1 YR ~ 5 Y</td><td>5以下とする。</td><td>4以下とする。</td></tr><tr><td>上記以外の色相</td><td>5以下とする。</td><td>0.5以下とする。</td></tr></tbody></table> <p>(2)建築物の外壁等及び工作物の色彩</p> <table border="1"><thead><tr><th>使用する色相 及び 明度</th><th>彩度</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">0.1 YR ~ 5 Y</td><td>8.5以上の場合</td><td>2以下とする。</td></tr><tr><td>8.5未満の場合</td><td>4以下とする。</td></tr><tr><td>上記以外の色相</td><td>全域</td><td>0.5以下とする。</td></tr></tbody></table>			使用する色相	明度	彩度	0.1 YR ~ 5 Y	5以下とする。	4以下とする。	上記以外の色相	5以下とする。	0.5以下とする。	使用する色相 及び 明度	彩度	0.1 YR ~ 5 Y	8.5以上の場合	2以下とする。	8.5未満の場合	4以下とする。	上記以外の色相	全域	0.5以下とする。
使用する色相	明度	彩度																				
0.1 YR ~ 5 Y	5以下とする。	4以下とする。																				
上記以外の色相	5以下とする。	0.5以下とする。																				
使用する色相 及び 明度	彩度																					
0.1 YR ~ 5 Y	8.5以上の場合	2以下とする。																				
	8.5未満の場合	4以下とする。																				
上記以外の色相	全域	0.5以下とする。																				
立体駐車場	外壁がない立体駐車場は、ルーバー等の設置、樹木、生垣等の植栽等により、構造物のうち道路に面する部分の過半が直接露出しないように修景をする。																					
建築設備	建築設備は、前面の道路から見えない位置に配置する。ただし、ルーバーの設置等により当該設備が直接露出しないよう修景を行った場合は、この限りでない。																					
自動販売機	<p>自動販売機の色彩の制限は、次のとおりとする。ただし、木製の囲い等により周囲と調和するように修景を行った場合は、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・色相5Y、明度7.5、彩度1.5</li></ul>																					

日よけテント	<p>日よけテントは、建築物と一体的な意匠とするとともに、その色彩の制限は次の表のとおりとする。ただし、和風の意匠によるのれん、日よけ幕等については、1色に限りこの限りでない。</p> <table border="1" data-bbox="430 399 1335 635"> <thead> <tr> <th data-bbox="430 399 906 451">使用する色相</th><th data-bbox="906 399 1335 451">彩度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="430 451 906 503">0.1R～10R</td><td data-bbox="906 451 1335 503">5以下とする。</td></tr> <tr> <td data-bbox="430 503 906 554">0.1YR～5Y</td><td data-bbox="906 503 1335 554">6以下とする。</td></tr> <tr> <td data-bbox="430 554 906 606">5.1Y～10G又は0.1PB～10RP</td><td data-bbox="906 554 1335 606">4以下とする。</td></tr> <tr> <td data-bbox="430 606 906 635">0.1BG～10B</td><td data-bbox="906 606 1335 635">3以下とする。</td></tr> </tbody> </table>	使用する色相	彩度	0.1R～10R	5以下とする。	0.1YR～5Y	6以下とする。	5.1Y～10G又は0.1PB～10RP	4以下とする。	0.1BG～10B	3以下とする。
使用する色相	彩度										
0.1R～10R	5以下とする。										
0.1YR～5Y	6以下とする。										
5.1Y～10G又は0.1PB～10RP	4以下とする。										
0.1BG～10B	3以下とする。										
塀	<p>図5に示す路線Bに面する塀(石、木、竹等の自然素材により築造されるものを除く。)は、化粧ブロック等のあらかじめ表面に化粧を施した材料を使用し、又はモルタル塗等の上、仕上げを行う。ただし、当該塀の前面に植栽を施す等により構造体の過半が直接露出しないように修景した場合は、この限りでない。</p>										
擁壁	<p>高さが2m以上の擁壁(石又は粗面ブロックにより築造されるものを除く。)は、化粧型枠等により仕上げを施し、又は前面に植栽すること等により構造体の過半を直接露出させない処理を行う。ただし、当該擁壁が道路その他の公共の場所から容易に望見されることのないものである場合は、この限りでない。</p>										

## ■ 小田原駅周辺地区

対象	制限						
建築物 及び 工作物 (日よけ テント 及び 自動販 売機を 除く。)	<p>建築物及び工作物（日よけテント及び自動販売機を除く。以下この表において同じ。）の外観の色彩の制限は、次の表のとおりとする。ただし、建築物若しくは工作物の着色をしていない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は建築物若しくは工作物の見付面積の5分の1未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1 YR～5 Y</td> <td>6以下とする。</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>0.5以下とする。</td> </tr> </tbody> </table>	使用する色相	彩度	0.1 YR～5 Y	6以下とする。	上記以外の色相	0.5以下とする。
使用する色相	彩度						
0.1 YR～5 Y	6以下とする。						
上記以外の色相	0.5以下とする。						
立体 駐車場	外壁がない立体駐車場は、ルーバー等の設置、樹木、生垣等の植栽等により、構造物のうち道路に面する部分の過半が直接露出しないように修景をする。						
建築 設備	建築設備は、前面の道路から見えない位置に配置する。ただし、ルーバーの設置等により当該設備が直接露出しないよう修景を行った場合は、この限りでない。						
自動 販売機	<p>自動販売機の色彩の制限は、次のとおりとする。ただし、木製の囲い等により周囲と調和するように修景を行った場合は、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・色相5Y、明度7.5、彩度1.5</li> </ul>						
建築物 の新築 に係る 緑の確保	図6に示す路線Cに4メートル以上接する敷地における建築物の新築については、その接する道路（アーケードが設置されている部分を除く。）に沿って適切に植栽、花壇その他の緑化のための施設を設ける。						

## ■ 国道1号本町・南町地区

対象	制限																				
建築物及び工作物の色彩(日よけテント及び自動販売機を除く。)	<p>建築物の屋根（ひさしを含む。以下この表において同じ。）及び外壁等（屋根以外の部分をいう。以下この表において同じ。）並びに工作物（日よけテント及び自動販売機を除く。以下この表において同じ。）の外観の色彩は、次の表のとおりとする。ただし、建築物の屋根にあっては無釉の和瓦、銅板によるものの色彩、建築物の外壁等及び工作物にあっては着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩、又は見付面積の5分の1未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。</p> <p>(1)建築物の屋根の色彩</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1YR～5Y</td> <td>5以下とする。</td> <td>4以下とする。</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>5以下とする。</td> <td>1以下とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)建築物の外壁等及び工作物の色彩</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1YR～5Y</td> <td>(制限なし)</td> <td>4以下とする。</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>(制限なし)</td> <td>1以下とする。</td> </tr> </tbody> </table>			使用する色相	明度	彩度	0.1YR～5Y	5以下とする。	4以下とする。	上記以外の色相	5以下とする。	1以下とする。	使用する色相	明度	彩度	0.1YR～5Y	(制限なし)	4以下とする。	上記以外の色相	(制限なし)	1以下とする。
使用する色相	明度	彩度																			
0.1YR～5Y	5以下とする。	4以下とする。																			
上記以外の色相	5以下とする。	1以下とする。																			
使用する色相	明度	彩度																			
0.1YR～5Y	(制限なし)	4以下とする。																			
上記以外の色相	(制限なし)	1以下とする。																			
立体駐車場	外壁がない立体駐車場は、ルーバー等の設置、樹木、生垣等の植栽等により、構造物のうち道路に面する部分の過半が直接露出しないように修景をする。																				
建築設備	建築設備は、前面の道路から見えない位置に配置する。ただし、ルーバーの設置等により当該設備が直接露出しないよう修景を行った場合は、この限りでない。																				
自動販売機	<p>自動販売機の色彩の制限は、次のとおりとする。ただし、木製の囲い等により周囲と調和するように修景を行った場合は、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・色相5Y、明度7.5、彩度1.5</li> </ul>																				
日よけテント	<p>日よけテントは、建築物と一体的な意匠とするとともに、その色彩の制限は次の表のとおりとする。ただし、和風の意匠によるのれん、日よけ幕等については、1色に限りこの限りでない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R～10R</td> <td>5以下とする。</td> </tr> <tr> <td>0.1YR～5Y</td> <td>6以下とする。</td> </tr> <tr> <td>5.1Y～10G又は0.1PB～10RP</td> <td>4以下とする。</td> </tr> <tr> <td>0.1BG～10B</td> <td>3以下とする。</td> </tr> </tbody> </table>			使用する色相	彩度	0.1R～10R	5以下とする。	0.1YR～5Y	6以下とする。	5.1Y～10G又は0.1PB～10RP	4以下とする。	0.1BG～10B	3以下とする。								
使用する色相	彩度																				
0.1R～10R	5以下とする。																				
0.1YR～5Y	6以下とする。																				
5.1Y～10G又は0.1PB～10RP	4以下とする。																				
0.1BG～10B	3以下とする。																				

## ■ 小田原大井線沿道地区

対象	制限																						
建築物 及び 工作物 の色彩 (自動販 売機を 除く。)	<p>建築物の屋根（ひさしを含む。以下この表において同じ。）及び外壁等（屋根以外の部分をいう。以下この表において同じ。）並びに工作物（自動販売機を除く。以下この表において同じ。）の外観の色彩は、次の表のとおりとする。ただし、建築物の屋根にあっては無釉の和瓦、銅板によるものの色彩、建築物の外壁等及び工作物にあっては着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩、又は見付面積の5分の1未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分（ただし、工業専用地域内では地盤面からの高さ10メートル以下の部分とし、その他の地域では地盤面からの高さ5メートル以下の部分に限る。）の色彩については、この限りでない。</p> <p>(1) 建築物の屋根の色彩</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R～5Y</td> <td>5以下とする。</td> <td>4以下とする。</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>5以下とする。</td> <td>2以下とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 建築物の外壁等及び工作物の色彩</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">0.1R～5Y</td> <td>7. 5以上の場合</td> <td>2以下とする。</td> </tr> <tr> <td>7. 5未満の場合</td> <td>4以下とする。</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>全域</td> <td>2以下とする。</td> </tr> </tbody> </table>			使用する色相	明度	彩度	0.1R～5Y	5以下とする。	4以下とする。	上記以外の色相	5以下とする。	2以下とする。	使用する色相	明度	彩度	0.1R～5Y	7. 5以上の場合	2以下とする。	7. 5未満の場合	4以下とする。	上記以外の色相	全域	2以下とする。
使用する色相	明度	彩度																					
0.1R～5Y	5以下とする。	4以下とする。																					
上記以外の色相	5以下とする。	2以下とする。																					
使用する色相	明度	彩度																					
0.1R～5Y	7. 5以上の場合	2以下とする。																					
	7. 5未満の場合	4以下とする。																					
上記以外の色相	全域	2以下とする。																					
建築 設備	<p>建築設備は、前面の道路から見えない位置に配置する。ただし、ルーバーの設置等により当該設備が直接露出しないよう修景を行った場合は、この限りでない。</p>																						
自動 販売機	<p>自動販売機の色彩の制限は、次のとおりとする。ただし、木製の囲い等により周囲と調和するように修景を行った場合は、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・色相5Y、明度7.5、彩度1.5</li> </ul>																						
建築物 の新築 に係る 緑の確保	<p>図8に示された路線Eに10メートル以上接する敷地における建築物の新築については、その接する道路に沿って適切に植栽、花壇その他の緑化のための施設を設ける。</p>																						

## ■ 穴部国府津線沿道地区

対象	制限							
建築物及び工作物の色彩(自動販売機を除く。)	<p>建築物及び工作物の外観の色彩の制限は、次の表のとおりとする。ただし、建築物若しくは工作物の着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は建築物若しくは工作物の見付面積の5分の1未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分(ただし、地盤面からの高さ10メートル以下の部分に限る。)の色彩については、この限りでない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1 YR～5 Y</td> <td>4以下とする。</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2以下とする。</td> </tr> </tbody> </table>		使用する色相	彩度	0.1 YR～5 Y	4以下とする。	上記以外の色相	2以下とする。
使用する色相	彩度							
0.1 YR～5 Y	4以下とする。							
上記以外の色相	2以下とする。							
立体駐車場	<p>外壁がない立体駐車場は、ルーバー等の設置、樹木、生垣等の植栽等により、構造物のうち道路に面する部分の過半が直接露出しないように修景をする。</p>							
建築設備	<p>建築設備は、前面の道路から見えない位置に配置する。ただし、ルーバーの設置等により当該設備が直接露出しないよう修景を行った場合は、この限りでない。</p>							
自動販売機	<p>自動販売機の色彩の制限は、次のとおりとする。ただし、木製の囲い等により周囲と調和するように修景を行った場合は、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・色相5Y、明度7.5、彩度1.5</li> </ul>							
建築物の新築に係る緑の確保	<p>図9に示された路線Fに10メートル以上接する敷地における建築物の新築については、その接する道路に沿って適切に植栽、花壇その他の緑化のための施設を設ける。</p>							

## 第4章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限

### □ 屋外広告物の表示・掲出に関する基本事項

良好な景観の形成を図るため、建築物や工作物の形態意匠に関する制限に併せて、景観の重要な要素である屋外広告物についても、その表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限を定める。具体的な基準等については、本計画に即し、小田原市屋外広告物条例に規定する。

### □ 市域全域における屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する制限

良好な景観の形成に関する方針及び土地利用規制等に基づき、屋外広告物の表示及び掲出物件の設置を制限する地域を次のとおり区分し、その区分ごとに基準を定める。

区分	考え方	主な用途地域
第1種 地域	良好な住環境を保全し、又は自然環境との調和を図る地域。 広告物の表示を抑制する。	・住居専用地域 ・市街化調整区域
第2種 地域	住居を主体とし、中規模な店舗が立地する地域。 落ち着きのある景観を形成するために、過剰な広告物の表示を抑制する。	・第一種住居地域 ・主要県道等沿道の市街化調整区域
第3種 地域	工業系又は物流・沿道サービス施設の土地利用が行われる地域。 一定の広告需要を踏まえつつ、秩序ある景観形成を図るために、広告物の形状、面積、表示方法などについて、適切な規制・誘導を行う。	・工業系用途地域 ・国道255号沿道の市街化調整区域
第4種 地域	地区の商業中心地域又は国県等の沿道で商業施設等が連続して立地する地域。 ある程度の広告需要を踏まえつつ、まちなみの景観を向上させるために、広告物の形状、面積などについて適切な規制・誘導を行う。	・近隣商業地域 ・準住居地域 ・第二種住居地域 ・国道、主要県道等沿道の工業系用途地域、第一種住居地域
第5種 地域	市の中心的な商業・業務地で、多様な土地利用が行われる地域。 高い広告需要を踏まえ、景観への影響が大きい広告物を中心に、形状、面積などについて適切な規制・誘導を行う。	・商業地域

なお、片浦海岸沿岸は、豊かな自然環境の中に国道の沿道サービス施設等が群として数箇所に立地する地域であり、「特定地域」として、自家用広告物等の表示に限定するとともに、自然と調和する表示を誘導する。

また、自然豊かな酒匂川は、本市の景観の骨格を形成しており、その穏やかで開放的な景観を保全するため、沿岸地域に表示する広告物は、自然と調和した色彩を用いるものとする。

## **□ 景観計画重点区域における屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する制限**

### **■ 小田原城周辺地区**

小田原城及び城址を引き立たせ、落ち着きがある景観の形成を図るため、小田原城址内での屋外広告物の表示を原則禁止するとともに、城址に面する区域では、表示面積を必要最小限度に留め、形状や掲出位置に関して適切な基準を設ける。とりわけ色彩については、高彩度の色彩の使用は避け、当該建築物の外壁等の色彩との一体的な色相や彩度を用いる。

### **■ 小田原駅周辺地区**

風格とにぎわいがある景観の形成を図るため、屋外広告物の色彩について、高彩度の色彩の使用は避け、当該建築物の外壁等の色彩との一体的な色相や彩度を用いるとともに、形状や面積などについて、適切な規制・誘導を図るものとする。駅前広場などから容易に展望できる公共性の高い区域では、その表示・掲出方法には十分な配慮を行うものとする。

### **■ 国道1号本町・南町地区**

城下町、宿場町、商業・業務地と発展してきた歴史を踏まえた緩やかな秩序が感じられる良好な通り景観を形成するため、高い彩度の色彩の使用は避け、当該建築物の外壁等との一体的な色相や彩度を用いるとともに、掲出位置や面積について適切な規制・誘導を図るものとする。

### **■ 小田原大井線沿道地区**

小田原大井線からの富士山・箱根外輪山、丹沢山地、曾我丘陵への良好な眺望景観を保全し、また、沿道の自然環境に配慮した通り景観を形成するため、屋外広告物の表示を最小限に留めるとともに、自然と調和する落ち着きのある色彩を用いるものとする。

### **■ 穴部国府津線沿道地区**

穴部国府津線からの富士山、箱根外輪山、曾我丘陵への良好な眺望を活かし、また、まちなみとして連続性が感じられる通り景観を形成するため、屋外広告物は、高い彩度の色彩の使用を避けるとともに、掲出位置や面積について適切な規制・誘導を図るものとする。

## 第5章 景観重要公共施設の整備及び良好な景観の形成に関する事項

### □ 景観重要公共施設の整備に関する方針

景観重要公共施設として位置づける図10に示す路線G（景観重要道路）は、良好な街路景観を形成するため、当該道路の管理者と市は調整し、整備を行う際には次の事項に取り組むものとする。

- 歩行者の安全性と快適性を重視した構造、仕上げとする。
- 潤いのある景観を形成するため、電線類の地中化を進めるとともに、街路樹や植栽帯を整備し、また、整備された路線にあってはその適正な維持・管理を図る。
- 交通安全施設を設ける場合は、華美なデザインを避ける。
- 車道及び歩道の仕上げや交通安全施設、標識などは、沿道の建築物などが映えるような色彩とする。

### □ 道路法第32条第1項又は第3項の許可の基準

景観重要道路内において工作物の道路占用の許可を行う場合は、以下のとおりとする。ただし、既に受けている占用許可の更新で外観変更を生じないもの、標識の表示面等で法令に定めのあるもの、仮設の工作物、地下に設ける工作物、安全上又は緊急上やむを得ないものは、この限りでない。なお、占用許可申請等を行うにあたっては、事前に市の確認を受けるものとする。

- 工作物の配置は、沿道の建築物と調和し、アイストップ（見通し）など景観形成上重要な位置に設置しないこと。また、標識やサイン等の認知を妨げない位置とすること。
- 工作物の形態・意匠は、特に突出したものを避けるなど、沿道の建築物とのバランスの取れたものとともに、第3章 行為の制限に関する事項に適合するものであること。ただし、屋外広告物は屋外広告物条例の基準に適合するものであること。

図10 景観重要道路の位置



## 第6章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

### □ 景観重要建造物の指定の方針

市民に親しまれている建造物（建築物及び工作物）の外観において、道路その他の公共の場所から誰もが容易に望見することができ、次に示す項目に該当する建造物を景観形成上重要な建造物として指定する。

- 優れたデザインを有し、地域のシンボル的な存在であり、良好な景観の形成に寄与するもの
- 街角やアイストップに位置する等、地域の景観形成に取り組む上で重要な位置にあるもの
- 地域の自然、歴史、文化、生活などから見て、これらの特性が形として現れたものであり、地域を象徴する建造物であるもの

### □ 景観重要樹木の指定の方針

樹高があり樹幹が太く、葉ぶりが良好である単独のもので、市民に親しまれている樹木において、道路その他の公共の場所から誰もが容易に望見することができ、次に示す項目に該当する樹木を景観形成上重要な樹木として指定する。

- 樹姿（樹高や樹形）が、地域のシンボル的な存在であり、良好な景観の形成に寄与するもの
- 街角やアイストップに位置する等、地域の景観形成に取り組む上で重要な位置にあるもの